

白 風 沿 の

やまなし



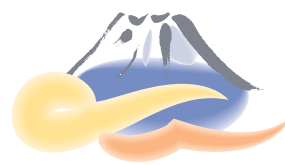
特集 公会計改革への取り組み

巻頭随想
市町村リレーまちづくり夢づくり
合併コーナー
苦言提言
がんばっていま～す
電子自治体コーナー
イベントごよみ

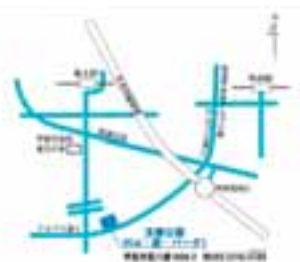
3

Vol.23
March
2008

シリーズ
ま・ち・自・慢
甲斐市



Kai City



甲斐的(快適)健康ライフ実現プロジェクト

～大学との連携による
“張り合いと実践成果が実感できる健康づくり”～



健康づくりを無理なく継続して行うためには、自分の身体の長所・短所を把握し、明確な目的や目標を定め実践することが肝心です。甲斐市では、一人ひとりの身体にあつた、張り合いと実践成果が実感できる最適な健康づくりをサポートします。

平成18年4月の「甲斐市玉幡公園総合屋内プール(Kai・遊・パーク)のオープンを機に、山梨大学教員人間科学部と連携して、各種健康づくり教室の中で「次予防」に重点を置いた個人の健康状況データの収集と個別健康指導を行っています。

これは、メタボリックシンドローム

や生活習慣病、要介護状態に陥ることを予防するため、個々人の形態・体力・消費エネルギー等の測定及び日常生活動作等を分析し、一人ひとりの身体にあつた指導やプログラムなどを提供していること(人間科学(バイオメカニクス)が特徴で、実践した成果が実感できるため、張り合いを持って、常に最適な健康づくりに取り組むことができます。

いずれは、この事業の結果を基に、敷島・双葉地区にある健康増進施設などの健康づくり教室への展開を図り、市民をはじめ甲斐市内において施設を利用される方の健康への意識の高揚と、健康づくりを推進していきます。

プログラムの内容

<p>■成分測定・分析</p> <p>高精度な分析機で、体成分、骨格筋・体脂肪、肥満診断、筋肉バランスなどを測定し、自分自身の身体の長所・短所が確認できます。</p>
<p>■運動プログラム作成</p> <p>測定・分析結果に基づき、適した運動プログラムを作成します。作成にあたっては健康運動指導士がご相談をお受けします。</p>
<p>■運動履歴等データ管理</p> <p>運動プログラムの内容、実践した運動の履歴や消費カロリー、体成分の測定結果や血圧の数値などを履歴データとして管理します。</p>

お問い合わせ先

Kai・遊・パーク(玉幡公園管理課)

TEL:055(276)4189 / FAX:055(276)0089

E-mail:kai-yu-p@city.kai.yamanashi.jp

URL <http://www.city.kai.yamanashi.jp/index2.html>

白 治 の 風

Content

やまなし

まち自慢	Kai・遊・パーク	
巻頭随想	自治体居住政策の展望 山梨大学准教授 田中 勝	02
市町村リレー	山中湖村	04
特集 公会計改革への取り組み		07
特集1 公会計の整備		08
特集2 公会計制度改革と行財政経営		11
特集3 健全な行政経営に向けて		14
特集4 バランスシートの作成経過と新地方会計制度への対応		18
特集5 公会計制度改革への取り組み		20
合併コーナー	～より豊かな生活文化都市・実現に向けて～ 中央市総務部政策秘書課 課長 甲田 高文	24
苦言・提言	広報・イメージ戦略の確立を 時事通信社甲府支局長 栢菅 英哉	27
がんばっていま～す。		28
電子自治体コーナー		30
自治 Q & A		32
市町村イベントごよみ		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!市町村職員		
編集後記		

Yamanashi JICHI no KAZE Vol.23 March.2008



■表紙写真 笛吹市

4月、「桃・ぶどう日本一の郷」笛吹市を桃の花がピンクに彩るこの季節には、市内各地で「桃の花まつり」が開催されます。

桃の花の絶景は、県外にも広く知られ、この風景を一目見ようと多くの花見客で賑わいます。

市内には、桃のピンクと同時にスモモの白い花や黄色い菜の花の鮮やかなコントラストを楽しめる所もあります。

【笛吹市提供】

時の人

TOKI no HITO Man & Woman

行革の新たな視点 『時差出勤』に手応え

公務には、夜間開催の住民説明会や生涯学習事業など、当初から時間外勤務が想定されるときがありますが、この場合の勤務は、朝の定時から行事終了までの長時間に及ぶのが通例かと思えます。こうした中、身延町では過重労働の軽減や時間外勤務手当削減などの行革を目的として、時差出勤制度を昨年十月から導入しました。労働者に始業・終業時刻の決定を委ねる一般的なフレックスタイム制度は、研究職員以外の地方公務員には適用できませんが、就業時間帯を前後にずらす時差出勤は導入可能です。町では、早朝や午後一時からの出勤など13パターンの時間帯を設定し、通常業務に支障が無いことを条件に、公務に応じた時間帯を選択できるようにしました。

総務課赤坂さんによると、二月までの四か月間で、保健師さんの栄養教室や生涯学習事業などで計34件の時差出勤がありました。制度を活用した職員からも好評で、より多くの職員に時差出勤を活用してもらいたいとのこと。

県内市町村では初の試みですが、「経費削減効果のみに留まらず、業務能力の向上にも必ず役立つはず」と、町ではその効果に更なる期待を寄せています。



赤坂 次男さん
Tsugio Akasaka
(身延町総務課庶務担当)

巻頭

随想

山梨大学准教授 田中 勝

自治体居住政策の展望

[ZUISOU] 23
YAMANASHI
JICHI no KAZE 2008

住まいの役割

住まいは生活の基盤である。近年、分譲マンションの耐震偽装やシックハウス症候群、地震による住宅被害など、住まいの安全や健康を脅かす問題が相次いでいるが、快適で安心・安全な住まいなくして私たちの暮らしは成り立たない。豊かさの基礎となるのが、住まいや住環境である。

日本の場合、持ち家と借家で、また大都市圏と地方圏で居住水準や住宅取得格差が大きい。全国的に見れば山梨県は恵まれた環境にある。一方、住宅建設はもともと地場産業であって地

域経済との結びつきが強く、気候・風土や生活様式に対応した木造住宅が大工・工務店の手によって各地に建てられてきた。こうした住まいは自然と上手に調和し、まちづくりの重要な要素として美しい町並みや景観を形成してきた。

このように住まいは地域の経済・社会・文化と深く関わり、暮らしに密着した存在となっている。地域やコミュニティを再生し、豊かな住生活を実現していくために、これからの自治体住宅政策はどうあるべきかを考えてみたい。

公営住宅の再生

日本の住宅政策は戦後の絶対的住宅難の解消からスタートした。公庫・公営・公団の3本柱による所得階層別住宅供給、いわゆる住宅政策の55年体制によって、住宅の量的充足や居住水準の改善が図られてきた。自治体住宅政策の柱となったのは公営住宅の供給・管理であり、その状況は現在も基本的には変わっていない。公営住宅は住宅困窮者のためのセーフティネットとして需要動向を見ながら適正に管理していく必要があるが、どの自治体も老朽化した公営住宅の更新や入居者管理の

問題に頭を悩ませている。厳しい財政事情下で建て替えや新規建設は容易ではないが、このまま居住者の高齢化や低所得層化が進むとすれば団地コミュニティは成り立たない。若い世代が魅力を感じるような住宅・住環境に一新し、居住者のソーシャルミックス化を図る必要がある。そのための総合的・長期的な指針を早急に策定すべきである。

自治体住宅政策の課題

問題はこれだけではない。量より質の向上、フロー（住宅建設）よりストックの有効活用が求められる時代とな



田中 勝
Masaru Tanaka

PROFILE

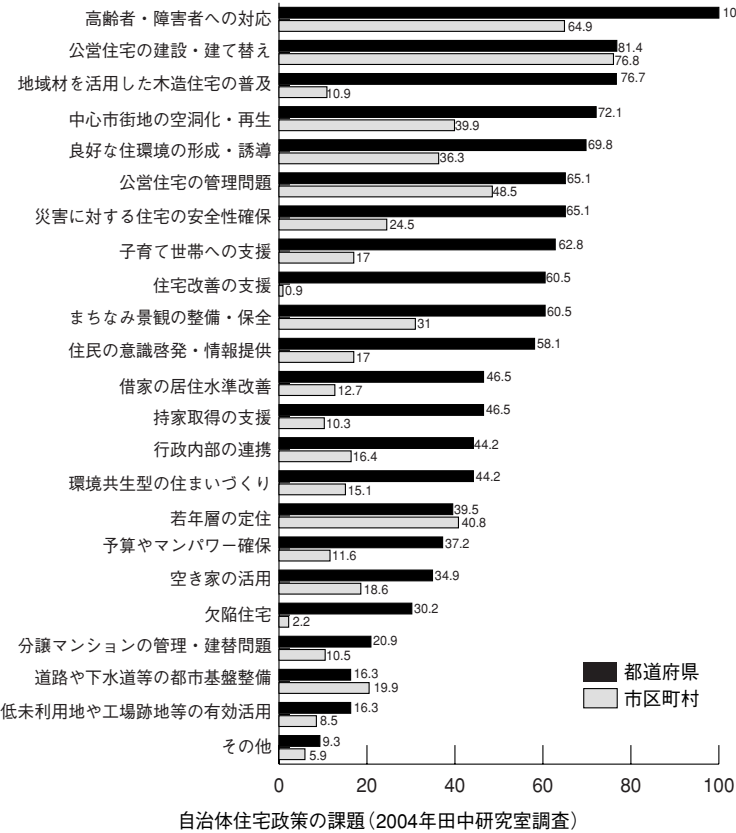
1962年長崎県生まれ。1989年豊橋技術科学大学大学院工学研究科博士後期課程修了。工学博士。豊田高専建築学科助教授などを経て1996年山梨大学助教授。専門は住居学、建築学。山梨県国土利用計画審議会、同森林審議会委員、甲府市開発審査会会長などを務める。著書に「地域からの住まいづくり」「地域の住まい学習」「暮らし・住まい一住まいの地方性・地域性」など。

が欠かせない。

住宅マスタープランから 住生活基本計画の策定へ

って、県民の住生活問題はますます多様化している。公営住宅の適正管理以外にも高齢者・障害者への対応、若年層の定住、子育て支援、良好な住環境の形成・誘導、町並み景観の整備・保存、中心市街地や中山間地域の活性化、環境共生型の住まいづくり、地域型木造住宅の供給と住宅産業支援、耐震化促進、住情報・住教育の推進など自治体住宅政策の対象や守備範囲は拡大しており、これらの解決には庁内関連部署での連携・協力はもちろんのこと事業者・専門家・NPOとの連携や地域の住まいづくりへの県民の主体的参加

1966年にスタートした住宅建設計画法に代わり、2006年からは住生活基本法が施行されている。「住宅建設」から「住生活」へと住宅政策の視座が大きく変わったことは歓迎すべきことである。市町村による地域に根ざした住宅施策・事業を積極的に展開するため、地域住宅計画（HOPE計画）や地域高齢者住宅計画の策定が1980年代以降全国に広がり、その後、住



居住政策の時代へ

住宅マスタープランに統合されて現在に至っている。2003年度までに住宅マスタープラン等を策定した自治体は全国の1,332市町村で、全体の4割を占める。山梨県では9自治体にとどまつていて策定率は高くない。

自治体にとって住宅マスタープランを策定することはどのような意味があるのか。先に述べたように住宅政策の総合的な展開のためには全庁的な取り組みが必要であり、事業者や専門家、NPO等とのパートナーシップは基本的条件である。このとき少なくとも住宅関係部署の役割や課題を明確にする必要があるし、それは自治体の総合計画の中で住宅政策の必要性を問う場合の説得力につながる。もっと大きな意味は職員の住宅政策に対する問題意識が高まり、県民の住まいづくりへの参加が育まれ、自治体にとつて施策や事業推進の自由度や選択肢が増えることである。

山梨県の場合、住宅の高齢者対応や耐震化促進は重要な課題である。ニーズは小さくないのになかなかデマンド化しないのはなぜだろうか。高齢者にとつて、家族や地域に支えられているという実感や、住み慣れた地域のなかで豊かにいきいきと暮らしていけそうだという確信が得られなければ、相当の費用がかかる住宅改善や耐震改修には簡単に踏み切れないのではないか。このことは住宅政策としてではなく今は居住政策として対応していかざるをえないことを意味している。

2007年3月に山梨県住生活基本計画が策定された。これを受けて市町村レベルでの住生活基本計画の策定が望まれる。県民一人ひとりが暮らしの基盤となる住生活の面において豊かさを実感し、それが地域再生や地域活性化の原動力となるよう、市町村の主体性と創意工夫による居住政策のビジョンを描くことが求められている。

住まいの問題は多様化が進み、その解決のためには、地域が主体的に考えていくしかない。事業者、専門家、県民等との「連携」が欠かせないこともすでに述べた通りである。連携は重要であるが、責任の所在やどこがリーダーシップをとるかが必ずしも明確でない。住宅政策から居住政策への転換を図るのであれば、福祉、保健、建築、都市計画・環境などの関連部署が一体となつて庁内に居住部局を立ち上げてはどうか。責任体制を明確にすることが、住まいを通して暮らしの豊かさを実現する総合的な居住政策への近道と思われる。

まちづくり夢づくり

MACHIZUKURI YUMEZUKURI

23

山中湖村



富士山と湖と白鳥

山中湖村は、山梨県の南東部に位置し、南都留郡に属しています。総面積52・81km²で、山中湖を中心に、山中・平野・長池・旭日丘の4地区で構成されています。村の大半は、標高1000m前後のなだらかな起伏の高原地帯で、西には富士山が間近にそびえています。

高原地帯であることから、真夏でも最高気温が30度を超えることはまれで、夏の平均気温は20度前後と過ごしやすいため、早くから避暑地として開けました。観光客は春から秋にかけて、特に夏休みに集中し、年間500万人以上にも及びます。そして、別荘は約3800軒、学校や会社・官公庁の寮は1000軒以上、ホテルや旅館・民宿・ペンションは大小あわせて250軒以上もあります。また、近年急速に増えたりゾートマンションは、30数棟、2500室以上にも及びます。



ダイヤモンド富士

～自然環境に 恵まれた村～

観光客を引きつける最大の魅力は、豊かな自然です。なだらかな山々に囲まれた山中湖は、面積6・67km²、周囲は13・5kmと、富士五湖の中でも最大で、水深15m、海拔982mと日本で3番目の高所にあります。日本有数の野鳥の宝庫であり、また、コブハクチヨウが約50羽おり、白鳥の湖としても知られています。また、湖の中を覗いてみると、富士マリモが生息しています。これは昭和31年に発見され、マリモ分布の南限とされており、山梨県の天然記念物として大切に保護されています。さらに、毎年、コイ、フナやワカサギなどが放魚され、淡水魚の宝庫となっています。



山中湖交流プラザ「きらら」

～富士の麓山中湖の水辺、人と人、心と心が集う場所交流プラザ「きらら」～

山中湖交流プラザ「きらら」は、約10haの敷地に、平成15年（2003年）から3か年計画で整備をした総合公園です。

その公園には、「野外劇場を中心とした文化活動の拠点」「植物を中心とした自然環境学習の拠点」「スポーツ・レクリエーションなどの拠点」の3つの機能があります。整備をするにあたっては、潜在環境に配慮した公園づくりを目指す

ため、公園造成計画地の自然環境調査を徹底的に行いました。そして、計画地の生物多様性と循環機能を持つ生態系に配慮した公園づくりに努めてきました。

以下、山中湖交流プラザ「きらら」のコンセプトについてご紹介させていただきます。

・ 造成地の湿生植物種の多様性調査に基づいて希少植物の移植を行い種

の保全と増殖に努め多数の種の増殖に成功しています。

・ 造成地の土壌保全、表土利用を原則とし土壌の持ち出しを一切行わなかったことから多くの潜在種子による発芽が見られ、土壌由来の新出植物が見いだされています。

・ 小川、池、水路等一切防水シートを使用せず、水中和土壌とを遮断する事の無いよう配慮しています。

・ 散策路や舗装通路には左右の植生帯との間に土壌生物の移動通路を随所に配慮しています。

・ 園内への植栽樹種、草本類は学習のための一部を除き、富士山麓地域に生育する種のみを選定し植栽されています。

・ 持ち出さない、持ち込まないを原則に生物種が公園内で充分な世代交代の可能な生態系を造りだす事をテーマに取組んでいます。

・ 森から里山、小川や池を配置し水辺や水際域、湖に連続する生態系を創出しています。

このため、すでに山中湖の水鳥や小鳥の営巣する環境が造りだされています。

・ 通年楽しく利用できる公園として、植栽種の選定には発芽期、開花期、紅葉など種ごとの特徴を利用し、また、学習テーマに沿った植栽計画をポランティアインストラクターによって計画的

に作り出しています。

工事の施行においては、計画地の希少植物を個体移植し、移植試験地で保全と増殖を3年間行い、移植した個体の生育調査と繁殖調査を通じて本移植時に必要なデータを収集しました。

また、建設と同時に2003年度より「山中湖交流プラザポランティアインストラクター養成講座」を実施し、山中湖交流プラザ「きらら」オープンに向けたソフト事業の展開に必要な人材確保にも取組みました。

そして、平成18年7月、地域住民と観光で訪れる皆さんが集う、野外劇場での文化交流、自然公園での環境学習体験、広々としたフィールドでのスポーツを通しての健康づくりなど、様々な交流の場としての「きらら」が完成しました。

施設の概要ですが、野外劇場には、野外イベントの開催に最適な山中湖シアター「ひびき」があります。最新の設備を備えた屋根付き小イベントホールもあり、フォーラム、音楽会、屋外劇場として多様なイベントに利用されています。屋外に広がる芝生の敷席の周囲には、季節毎に咲き乱れる木々の花々や野草たちが心和む空間を演出してくれました。広い空間、自然と一体化した雰囲気。四季、天候、一日の中の一つの演出に使える「ひびき」は、各種のイベントに素敵な味わいを添えてくれます。大

規模イベントでの盛り上がりも優しく受け入れてくれます。また、「ひびき」の吹き抜けステージは、ダブルダイヤモンド富士の撮影ポイントとして多くのカメラマンに人気があります。毎年2月14日前後と10月27日前後には、芝生の栈敷席から見るができます。

自然と一体になったフィールドには、「びっち」・「広っぱ」・「原っぱ」が広がっています。

「びっち」はサッカー等が楽しめる人工芝グラウンドであり、「広っぱ」は、景観に配慮した昇降式の夜間照明を備えたサッカーや野球などの試合にも対応できる専門的なグラウンド仕様となっております。天然芝の「原っぱ」は、思い思いのスポーツを楽しんだり、子どもたちが自由に駆け回ったりできる多目的広場です。この他にもテニスやフットサルに使用できる「コート」、ゲートボール場の「ころろ」を完備しています。

このように「きらら」は、地域と共に発展する公園を目指し、地域のエコツーリズム資源の開発や地域の活性化に向けた企画や提案に積極的に取り組む山中湖村の、情報発信基地としての役割を担っています。

～「見る観光」から「する観光」への移行～



ヒオウギツアーの参加者

山中湖村では、「任んでよし、訪れてよし」をテーマに「全村公園化構想」にもとづいた事業展開を図っております。この構想は、人と自然との共生をテーマに観光と自然が調和したリゾート地づくりに努め、地域振興、観光活性化に繋げていくことを目的としています。

そして構想の事業展開の一つとして、先述した「きらら」が情報発信基地としての役割を担っています。

また、この構想を具体化させるため、山中湖では、環境に配慮し、生態系の維持と保護を意識した旅行である「エコツーリズム」を推進しております。平成16年6月には、富士北麓地域全体が環境省の「エコツーリズム推進モデル地区」に指定され、平成17年7月には、NPO法人と観光協会などの団体が連携した山中湖村エコツーリズム推進協議会が発足しました。

この協議会の構成団体が協力して、

動植物などの自然や、冬のダイヤモンド富士とアイスキャンドルなどの風景、そして、イノシシ料理・わかさぎ・キノコといった食文化等の地域資源を活用したモデルエコツアーを、「花の都公園」「交流プラザ」「文学の森」などで開催し、大変な好評を博しています。さらに、クマガイソウツアーやヒオウギツアーなど、民間と連携したツアー展開が行われています。



特集

白●治の風

やまなし

Feature Vol.23 March.2008

公会計改革への取り組み

平成18年8月31日に総務省が通知した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」により、地方公共団体は、公社・第3セクター等を含めた連結ベースによる「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の財務書類4表について、取り組みが進んでいる団体や、都道府県、人口3万人以上の都市は平成21年秋を目処に、取り組みが進んでいない団体や町村、人口3万人未満の都市は平成23年秋を目処に整備することとされている。

しかしながら、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率を、平成19年度決算に基づき平成20年に公表することもあることから、例えば、これに併せて平成19年度決算の連結財務書類を開示するなど、早期に整備の上、公表することが期待される。

今回の特集では、公会計の整備の意義等について述べるとともに、財務書類の作成を進めている地方公共団体の取り組み事例を紹介する。

● [特集1] 公会計の整備	山梨県 征矢野 徹
● [特集2] 公会計制度改革と行財政経営	都留市 財務経営課 久保田昌宏
● [特集3] 健全な行政経営に向けて	笛吹市 財 政 課
● [特集4] バランスシートの作成経過と新地方公会計制度への対応	市川三郷町 財 政 課
● [特集5] 公会計制度改革への取り組み	身延町 財 政 課 遠藤 基

公会計整備の背景・意義

1

地方公共団体の財政状況を示す公会計の改革の一環として、貸借対照表等の財務書類の作成が、総務省主導のもと地方公共団体で進められています。

現在の官庁会計は、予算によってあらかじめ策定された歳入・歳出の計画に従って、現金がどのように増減したかという観点から取引記録が残される仕組みとなっています。土木費や教育費などのサービスにどれくらいのお金が使われてきたのかというフロー情報はよくわかる仕組みですが、保有資産や将来の住民負担などのストック情報が正確に把握できないということが明らかになってきました。

また、地方分権の推進、夕張市問題に象徴される地方公共団体の財政状況に対する注目や金融機関の目線の変化などを背景に、公社・第3セクターを含めた全体的財政状況の把握、コスト分析や政策評価への活用が求められるようになりました。

そこで、国や先進的な自治体は、現行

の仕組みに加えて、民間の会計基準を参考とした公会計の整備に取り組んできましたが、平成11年度以降、総務省の研究会でモデルが示され、すべての自治体にもその取り組みが促されるようになりました。

都道府県・政令指定都市では、平成17年度末までに連結バランスシートが整備されましたが、平成18年8月31日に総務省が通知した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」により、連結財務書類4表について、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、同指針の通知から3年後の平成21年秋を目処に、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、平成23年秋を目処に整備することとされました。

また、平成19年10月の総務省通知では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率が、平成19年度決算に基づき平成20年秋に公表されることもあり、平成20年秋を目処

に平成19年度決算の連結財務書類4表を開示するなど、早期に財務書類を整備の上、公表することが期待されるとしています。早期整備は強制力を伴うものではないと考えられますが、各団体の責任と判断において取り組まなければならないでしょう。

整備すべき財務書類は、公社・第3セクター等を含めた連結ベースによる「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の4表ですが、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」と「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」のどちらかを選択しなければなりません。基準モデルは、民間企業会計のもとに公共資産など地方公共団体の特徴を加味したもので、個々の取引の複式簿記による記帳や導入初年度からの固定資産台帳の整備が必要です。改訂モデル

は、決算統計情報を活用して作成することが可能であり、固定資産台帳の整備は段階的とされているため、導入が比較的容易です。財務書類の整備に着手した団体の多くは、改訂モデルを選択しています。

なお、両モデルとも、固定資産台帳の整備が必要となりますので、管財担当課、道路台帳担当課等関係部署とも連携し、できる限り早くこの作業に着手いただきたいと考えています。この先には、財務書類の活用を通じて、資産を減らし債務も減らすことを目的とした「資産・債務改革」の実現が控えています。

当特集では、財務書類の整備が進んでいる本県内の団体からも寄稿いただいていますので、整備途上にある団体には、導入の参考としていただきたいと思えます。

財務書類の活用

多大な労力を伴う作業ですが、財務書類を作ることが目的ではなく、これを活用し、住民に対する透明性の向上や説明

責任の履行、行政経営(マネジメント)力の向上、整備過程で推進される資産・債務の適切な管理などの効果を上げること

2

山梨県総務部市町村課
主任 征矢野 徹

が目的です。

企業会計では、企業の財政状態や経営成績をみるために財務分析が行われています。企業が作成した財務書類をもとに流動比率や自己資本比率等の指標を算出するなどして、経営上の問題点やその原因を把握し、改善の方策を見いだすことや将来の経営計画や財務計画の策定に用いられています。

ここでは、地方公共団体が作成すべき財務書類4表のうち、導入が比較的進んでいる「貸借対照表」及び「行政コスト計算書」をもとに指標の算出を試みました。指標を算出し、年度間の比較や類似団体・近隣団体との比較をすることで、自治体経営の改善や事業計画の策定に役立てることができるかもしれません。

ただし、企業活動の経営状況を表す企業会計における指標の算出方法を公益を担う地方公共団体に当てはめたものなので、拙速な試みであるかもしれませんが、水準が適当であるかは今後の検証を待たなければなりません。企業会計は「売上」という金額で表示できる成果をコストで計算しようという手法ですが、地方公共団体は税金等の収益をあげることが成果ではなく、住民サービスを満足させることにあると考えられるからです。

【貸借対照表の分析】

公会計における貸借対照表とは、地方

公共団体がどれほどの資産や債務を有する

のかについて情報を示すものです。公共資産を「将来の経済的便益の流入が見込まれる資産」、「経済的便益は見込まれないものの、行政サービス提供に必要な資産」「売却が可能な資産」に区分し、その保有状況を住民に開示することができます。

①流動比率

流動資産÷流動負債×100%

短期間（1年以内）での支払い能力がどの程度あるかを示す指標
高い方が望ましい

②固定比率

有形固定資産÷正味資産×100%

有形固定資産の形成が自己資本の範囲内で行われているかを示す指標
低い方が望ましい

③正味資産の比率（自己資本比率）

正味資産÷（負債＋正味資産）×100%

総資産のうち返済義務を負わない部分
がどの程度あるかを示す指標

バランスシート (平成19年3月31日現在)

借方		貸方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 有形固定資産		1 固定負債	
(1) 建物	41,880,000	(1) 地方債	30,110,000
(2) 敷地	15,800,000	(2) 退職給付引当金	1,810,000
(3) 器具	3,210,000	固定負債合計	31,920,000
(4) 備品	4,310,000		
(5) 器具・備品	49,120,000	2 流動負債	
(6) 備品	14,340,000	(1) 翌年度繰越金	30,000,000
(7) 土地	1,010,000		
(8) 敷地	10,000,000		
(9) 敷地	17,000,000		
(10) 敷地	17,000,000		
(11) その他	40,000		
計	119,760,000		
(3%) 短期	30,000,000		
有形固定資産合計	100,000,000	流動負債合計	30,000,000
		負債合計	61,920,000
2 経費等			
(1) 経費及び引当金	18,000,000		
(2) 交付金	18,000,000		
(3) 繰入金			
① 特別目的基金	10,000,000		
② 土地関係基金	7,000,000		
③ 退職関係基金	1,000,000		
基金計	18,000,000		
経費等合計	36,000,000		
3 流動資産		【正味資産の部】	
(1) 現金・預金	7,000,000	1 固定資産	100,000,000
① 普通預金	10,000,000	2 繰入金	30,000,000
② 当座預金	30,000,000		
現金・預金合計	40,000,000		
(2) 有価証券			
① 地方債	1,000,000		
② その他	3,000,000		
有価証券合計	4,000,000		
流動資産合計	44,000,000	正味資産合計	134,000,000
資産合計	144,000,000	負債・正味資産合計	144,000,000

① 流動比率	$B \div C \times 100 = 102.5\%$
② 固定比率	$A \div E \times 100 = 159.0\%$
③ 正味資産の比率	$E \div F \times 100 = 57.6\%$
④ 現在までの世代による社会資本負担の比率	$E \div A \times 100 = 62.9\%$
⑤ 後世代による社会資本負担の比率	$D \div A \times 100 = 46.3\%$

高い方が望ましい

※「」内は、上記指標に相当する企業会計の指標（以下同じ）

④現在までの世代による社会資本負担の比率

正味資産÷有形固定資産×100%

有形固定資産のうち現在までの世代によって既に負担された資産の割合を示す指標
割合が高ければ、現世代が負担してきたことになる

⑤後世代による社会資本負担の比率

負債÷有形固定資産×100%

有形固定資産のうち将来返済しなければならぬ分の割合を示す指標
割合が高ければ、将来の返済が多くなる

平成12年3月に旧自治省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」において、地方自治体が普通会計のバランスシート作成に取り組むための「作成マニュアル」を発表し、多くの自治体がバランスシートを作成するようになりました。

平成18年8月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」（総務事務次官通知）、平成19年10月には「公会計の整備推進について」（総務省自治財政局長通知）により、平成21年度には貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書の財務諸類4表の整備・開示が求められることとなりました。

職員の意識改革

第1回目の研修会は、関西学院大学大学院経済研究科・産業研究所所長小西砂千夫氏を講師に迎え、「公会計体系の整備と財政指標のあり方」と題し開催しました。この研修会では、講師より「決算統計は、財政運営上の必要なデー

都留市におきましても、より質の高い市民サービスの提供を目指し、第5次長期総合計画において、「公会計制度の導入」を掲げ、平成18年6月「都留市公会計制度導入調査研究会」を発足しました。

この研究会においては、①バランスシートをなぜ作るのかを理解し、②複式簿記・発生主義会計の仕組みを学び、③市民への説明責任を果たし、④行財政運営にどのように反映させるのかを調査・研究するため、先進自治体の視察や研修会に研究会メンバーが参加し、制度・ノウハウを習得するとともに、広く職員を対象に独自の研修会を開催しました。

1

第1回目の研修会は、関西学院大学大学院経済研究科・産業研究所所長小西砂千夫氏を講師に迎え、「公会計体系の整備と財政指標のあり方」と題し開催しました。この研修会では、講師より「決算統計は、財政運営上の必要なデー

作する必要がありますか？」と問われたら『作った方が良い』と答える。それは市民への説明責任として必要だからである。

しかし、市民が期待しているのは、バランスシートではなく、もっと重要な「財政の健全性分析」であり、これをしなければ本場の説明責任を果たしたとはいえない。『決算書』・『決算統計』・『バランスシート』それぞれの役割を認識し整理することで、公会計へ取り組む姿勢が決まってくるはずである。」とのお話を伺うことができました。

これまでも地方自治体の財政状況は「実質収支」、「経常収支比率」、「起債制限比率」、「実質公債費比率」などの財政指標により分析されてきました。私は当初「財政状況分析には決算統計があるではないか」、「バランスシートを作成・開示したところで、財政状況が理解されるのか」という思いがあり、バランスシートを作成する意義がいま一つ理解できず、また、発生主義・複式簿記について詳しい知識がないため、作成にどれ程の業務負荷があるのかなど、漠然とした不安がありました。折しも、夕張市の財政問題が発覚し、単式簿記・現金主義会計にもとづく

情報では、フローとストックの関係や資産と負債の関係が充分には把握できないという従来からの問題がクローズアップされましたが、バランスシートを作成することで、問題がすべて解決されるのかのような雰囲気にも疑問がありました。

しかし、「なぜバランスシートを作るのか」、「市民への説明責任をどう果たしていくか」私を含め研究会メンバーも、公会計へ取り組む姿勢、方向性が見えた研修会となりました。

第2回の研修会は、(株)ナカチ公会計研修所代表取締役公認会計士 鶴川正樹氏を講師に迎え、「初歩的・基本的な複式簿記・発生主義会計の意味及び官庁会計に導入する必要性」と題し開催しました。この研修会では、第三セクターなどを含めた「市全体のバランスシート」の作成の重要性と、「事業別のバランスシート・行政コスト計算書」の作成により、組織活動を会計数値で表わし、経営責任のあり方を明確にすることにより、職員のコスト意識を高め、行政活動(ストック情報、キャッシュの流れ、行政コスト情報)の状況を每期適確に捉えて明らかにする「機能するバランスシート」が、行財政改

革の推進にも繋がるもののお話を伺うことができました。

「事業別のバランスシート作成」については、全事業を対象とするためには、システムの改修が必要であると思われる。東京都では、システムの再構築も含め、複式簿記・発生主義会計の機能を付与した財務会計システム導入に、22億円もの巨費を投じましたが、小規模自治体において費用対効果があるのか疑問もあることから、個別事業をピックアップし、担当職員の手作業による事業別バランスシートの導入を検討することとしました。

第3・4回の研修会は、大月市立大月短期大学簿記専任講師 永岩尊暢氏を講師に迎え、「簿記の基本を理解し、会計制度の本質を探る」と題し開催しました。「複式簿記」では、1つの取引について、それを原因と結果の両面から捉え、二面的に記録していくことにより、資産の動きや損益を把握することが

地方自治体の行財政運営に市民の厳しい目が向けられている中、市民の理解と協力（協働）を得ながら健全化を進めていくためには、自らの財政状況について積極的に開示することが求められてい

き、「発生主義」は、現金の収支にかかわらず、資産の移動や収益・費用の発生事実に基づき記録していくといった、複式簿記・発生主義会計の初歩的・基本的な内容に加え、これまでの職員研修とは違う、演習を交えながらの研修を行いました。研修を終えた職員へアンケートを行ったところ、公会計制度や簿記について高い関心が伺え、「非常に有意義な研修であった」と全ての参加者が回答するという、今までにない反応があった研修会となりました。

また、4回の研修会を終えてのアンケート結果を見ますと、「これまでの研修会に出席し、『行財政運営』から『行財政経営』へと、行政に経営的な視点を取り入れるべきだと思う」と多くの職員が答えるなど、意識改革が図られたと思われると同時に、参加できなかった職員の意識改革の必要性も感じました。

ます。

それには、他団体と比較可能な指標などを用的、分かりやすい情報を提供することで、課題を明らかにし、どのように改善していくかを示す必要があります。

市民へのアカウントナビリティ

2

「都留市公会計制度導入調査研究会」では、他市町村との比較を分析のコンセプトとするため、総務省方式による「バランスシート」、「行政コスト計算書」、「キヤッシュフロー計算書」を作成しました。また、「バランスシートなどによる都留市財政分析」により、県内ではいち早く他市との比較による各表の分析を行いました。次いで、第2回研修会講師の鶴川氏の助言により、特別会計のみならず、第三セクターなど出資法人をも含めた「連結バランスシート」による都留市全体の分

先進自治体の視察や講演会への参加、4回の研修会などを通じて、「都留市公会計制度導入調査研究会」の報告書が平成19年3月にまとめられ、市全体の分析だけではなく、個別（事業別・施設別など）行政コスト計算書などの分析の必要性と、その分析結果を行政評価や指定管理者制度などの参考資料として活かしていくことが重要と結論付けられ、平成19年度より、個別行政コスト計算書の作成、企業会計的な手法として「ABC分析（活動基準原価計算）」を同時に行いながら、行政評価への反映、費用対効果の検証、原価管理、業績管理などに役立てていくこととされました。

この「個別の行政コスト計算書」を作成

析」の作成、第1回研修会講師の小西氏の助言により「決算統計による都留市財政の分析」を作成するとともに、決算統計データを利用した財政健全性分析として「資金繰り」と「償還能力」指標による分析を公表しました。さらに、市民に分かりやすい資料として、市の財政状況を家計簿に例え、身近な事柄で財政を表現した「一目で分かる都留市財政のすがた」を作成し、それぞれホームページで公表してきました。

することにより、個々のコストと行政活動の効果を対比することによる行政活動の効率性の検討が、資産の将来に亘る有効活用を含めた長期的なコスト意識を醸成することに繋がる資料となります。

例えば、施設の使用料の見直しの参考資料として利用することもできます。現在の施設使用料が妥当なのかを検討するとき、人件費や減価償却費を含めたコストが、現在の維持管理経費などの額を上回る場合には、これまで施設使用にあたり利用者が負担すべきと考えて設定された使用料では足りず、不足分は税金を投入しているということになります。しかし、これをスポーツ振興、文化振興を進めるた

公会計制度導入と今後の取組

3

めには必要な経費と考えるのか、市全体や他市町村と比較するなどして結果を公表することで、市民に認識してもらうことが重要なこととなります。それにより、公平性にかける金額と判断すれば料金の改定も必要となつてきます。

民間では事業を行う前にコストを先に考えます。行政もこの意識付けが必要であり、「ABC分析」は、行政コスト計算書を更に掘り下げ、活動単位（詳細な業務単位）ごとに行政活動を対比させ、事務の効率化と経費の見直しを図るもので、業務フロー改善のきっかけとなります。

進むべき行財政の姿

4

地方自治体におきましては、集中改革プランの定員管理などにより、職員の減員が図られる一方、市民ニーズの多様化・複雑化、地方分権による業務増加など、今後職員に対する負担は増すばかりです。

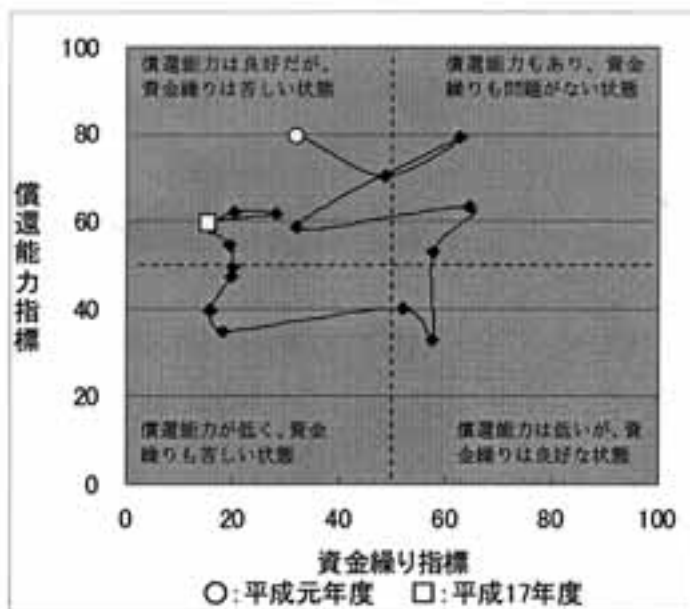
このような状況の下、市民サービスの低下を招かぬよう業務の効率化を図ることが必要であり、行政の質や効率性を高めるには、公会計制度導入によるコストの正確な把握とともに、行政評価システムとリンクしていくことが求められます。

都留市におきましては、公会計制度導

例えば、図書館の督促業務に、1件1500円ものコストがかかっていることがABC分析により分かった場合、どのようにしたら督促を減らせるかと考え、貸出禁止を設定するなどの検討が生まれます。それにより、借りたい本がいつでもある評判の良い図書館となり、市民サービスの向上やコスト削減に繋がるはずで

入の成果は、最終的には市民が享受すべきものであると認識し、「行政評価」と「公会計制度」が相互に連携した行財政の改革の推進を図っていきます。

「資金繰り」と「償還能力」指標による財政分析



都留市は平成3年から6年までは健全財政の状況でしたが、現在の財政状況を「資金繰り」と「償還能力」の両面で捉えると、「償還能力」はあるが「資金繰り」は厳しい状況であることが分かります。特に平成9年度からは資金繰り能力が低下し、左側において推移しています。

このことから、当面の資金繰りは厳しいが、償還財源は確保できていますので、今後は投資を抑制し、債務償還のピークが過ぎ、負債が減ると財政状況は好転するので、しばらくは辛抱が必要であり、多少の借入金を行って資金繰りをつけることは可能であると分析されます。また、償還能力からいうと、地方債発行の協議制のもとでの事業への起債の充当率を高めるための“不同意債”の発行も可能であると分析できますが、起債制限比率や実質公債費比率などの指標により起債の発行に制限がありますので、これらの指標に注意しつつ発行可能額の分析により、中長期の財政見通しを立てていく必要があります。

特集 3 健全な行政経営に向けて

平成16年10月、平成18年8月と2回の合併を経験した本市では、『ヒト、モノ、カネ、情報を効果的に活用し、スリムで魅力的な市政を実現する』ため、「定員適正化計画の実施」「市税の徴収強化」「事務事業の再編整理」「公共施設運営の見直し」を柱とした行財政改革を集中的に行っております。

第1次総合計画「ふえふき協奏曲第1番」に掲げる「みんなで奏でる」にぎわい・やすらぎ・きらめき」の「ハローモニー」を実現できるよう取り組んでまいります。

また、発生主義会計の導入を図り、市の財政状態や業績を適切にわかりやすく開示し、現状の姿に対して、市民、議会、監査委員等による監視機能を充実させ、自治体経営の意思決定に必要な財政情報における「ディスクロージャー」「ガバナンス」を有機的に連携させる公会計改革を行ってまいります。

予算編成は、経常的な経費を抑制し、より市民満足度の高い事業に財源を重点的に配分する枠配分方式を導入しています。また、月次予算・月次決算の仕組みを構築し、PDCAのマネジメントサイクルを活用・管理して、翌月の行動計画を立てております。

従来の「行政運営」ではなく「行政経営」の考え方を取り入れ、歳出歳入の徹底した見直しを行い、財政の健全化を進めていきたいと考えています。

今後は、行政評価を導入し、限られた経営資源を選択的・集中的に投入する効果的で効率的な市政に転換することで、

H18年度普通会計 貸借対照表（バランスシート）

1

自治体の貸借対照表は、これまでに形成した財産（土地、建物、貯金等）の額と、そのために使ったお金や借金がどのくらいあるかを一つの表から読み取れる

ようにしたものです。ある時点（年度末）での、自治体のストック（残高）を表しています。

笛吹市の貸借対照表（H18年度普通会計）

資産の部	H18年度	H17年度
1. 有形固定資産	118,659	100,878
生活インフラ・国土保全	48,008	35,955
教育	39,964	37,305
福祉	6,017	5,665
環境衛生	1,001	1,360
産業振興	11,159	8,413
消防	1,420	1,225
総務	11,090	10,956
うち土地	30,561	29,106
2. 投資等	14,002	10,181
(1)投資及び出資金	4,152	3,723
(2)基金等	8,938	6,458
(3)その他	912	0
3. 流動資産	4,186	6,390
(1)財政調整基金	2,347	2,233
(2)減債基金	478	451
(3)歳計現金	1,105	1,352
(4)市税等未収金	256	2,354
資産合計	136,847	117,449

(百万円)

負債の部	H18年度	H17年度
1. 固定負債	35,673	33,097
(1)市債	29,986	28,114
(2)退職手当引当金等	5,687	4,983
2. 流動負債	2,971	2,242
(1)翌年度償還予定額等	2,656	2,242
(2)未払金	6	0
(3)賞与引当金等	307	0
負債合計	38,644	35,339

純資産の部	H18年度	H17年度
1. 公共資産等整備国庫補助金等	16,145	15,189
2. 公共資産等整備一般財源等	102,588	66,921
3. その他一般財源等	△ 20,530	
純資産合計	98,203	82,110
負債・純資産合計	136,847	117,449

※総務省方式改定モデルを採用

※端数処理により合計は一致しない

笛吹市 財政課

笛吹市民一人当たりの貸借対照表 (H18年度普通会計)

(千円)

資産の部			負債の部		
	(千円)	構成比率		(千円)	構成比率
1. 有形固定資産	1,634	87%	1. 固定負債	491	26%
生活インフラ・国土保全	661	35%	(1)市債	413	22%
教育	550	29%	(2)退職手当引当金等	78	4%
福祉	83	5%	2. 流動負債	41	2%
環境衛生	14	1%	(1)翌年度償還予定額等	37	2%
産業振興	154	8%	(2)未払金	0	0%
消防	20	1%	(3)賞与引当金等	4	0%
総務	153	8%	負債合計	532	28%
うち土地	421	22%			
2. 投資等	193	10%			
(1)投資及び出資金	57	3%			
(2)基金等	123	6%			
(3)その他	13	1%			
3. 流動資産	58	3%			
(1)財政調整基金	32	2%			
(2)減債基金	7	0%			
(3)歳計現金	15	1%			
(4)市税等未収金	4	0%			
資産合計	1,884	100%			

純資産の部		
	(千円)	構成比率
1. 公共資産整備国県補助金	222	12%
2. 公共資産等整備一般財源等	1,413	75%
3. その他一般財源等	△ 283	-15%
純資産合計	1,352	72%

負債・純資産合計		
	(千円)	構成比率
負債・純資産合計	1,884	100%

※総務省方式改定モデルを準用

人口 72,624

これを、住民一人当たりすると左表のようになります。

【分析結果】

・ H18年度末の笛吹市の「資産」は136.8億円(前年度117.4億円)、「負債」は38.6億円(前年度35.3億円)、「純資産」は98.2億円(前年度82.1億円)で、「資産」「負債」「純資産」ともに増加している(「資産」と「純資産」の増加の原因は、H18年度に固定資産の耐用年数を見直したことに伴う評価増によるもの)。

・ 「有形固定資産」が118.7億円あり、施設や道路の維持管理等にかかる経常的なコストが将来の財政運営を圧迫する原因となり得る。

・ 「市税等未収金」が約21億円減少している(H18年度から総務省方式改定モデルの準用により、不納欠損見込額を計上したことが原因)。

次に、企業の経営分析の手法を用いて、財政の安全性を判断する。

平成21年度になると、自治体の財務諸表が公表され全国の自治体間の格付が始まるようになる。資金調達を少しでも有利に行っていくためにも財務諸表を健全に保つ努力が必要です。

「非効率な資産の処分(売却、貸付、用途転換等)によるオフバランス」と「新たな借金抑制による負債の圧縮」及び「財政調整基金や公共施設整備等基金等の積み増し」に計画的に取り組み、将来の財務状況が悪化しないよう注視していきたい。

貸借対照表による財務分析

指標名	指標の算式	判断基準	判断(口内は前年度)
一般財源比率	$(1) \div (2) \times 100\%$	高いほど地方分権に対応可能	60% (57%)
自己資本比率	$(1) \div (2) \times 100\%$	70%以上、80%以上が理想	72% (70%) ○
流動比率	$(4) \div (3) \times 100\%$	100%以上、200%以上が理想	141% (289%) ○
固定比率	$(2) \div (3) \times 100\%$	100%以下、固定比率が100%以上では、固定長期適合率が100%以下であれば格付上支障はない	121% (122%) △
固定長期適合率	$(1) \div ((2) + (3)) \times 100\%$		89% (88%) ○
現在までの世代による社会資本負担比率	$(5) \div (1) \times 100\%$	70%以上、80%以上が理想	32% (31%) ○
後世代による社会資本負担比率	$(6) \div (1) \times 100\%$	20%以下、30%以下が理想	33% (35%) △
固定資産老朽化率	$(7) \div ((8) - (2)) \times 100\%$	高いほど老朽化が進んでいる	22% (37%)
手許資金手当率	$(9) \div ((10) - (2)) \times 100\%$	100%以上が理想	53% (25%) △

・ 前年度と比べて「一般財源比率」及び「自己資本比率」が改善し、資金調達の自立度が高まっている。

・ 「流動比率」が基準を満たしており、短期的な支払不能に陥る心配はない。

・ 「固定比率」が基準を超えているが、「固定長期適合率」が基準内にあり、長期的な支払能力も支障はない。

・ 「現在までの世代による社会資本負担比率」は基準内だが、「後世代による

る社会資本負担比率」が基準を超え、将来の返済分が経営を圧迫する危険性がある。

「固定資産老朽化率」が22%と低く、当面は大規模改修等の費用が財政圧迫

の要因とはならないが、「手許資金手当率」が100%未満であり、将来の大規模改修や建替えに備えて基金を積み増しておく必要がある。

資金収支計算書 (キャッシュフロー計算書)

H18年度普通会計

資金収支計算書は、1年間のお金の流れの状況を表すもの。歳入歳出決算書を活動ごとに区分することにより、

それぞれの活動の資金調達の源泉と資金の流れを明確にします。お金の流れとストックを意識した行政経営を行うことで、いわゆる黒字倒産を未然に防ぐことができるものです。

2

資金収支計算書 (H18年度普通会計) (百万円)

経常的収支の部 (行政事務活動)	人件費	5,106
	物件費	4,499
	社会保障給付	3,240
	補助金等	2,091
	支払利息	509
	他会計への事務費充当財源繰出	2,428
	その他支出	69
	市税	8,218
	地方交付税	7,519
	国県補助金等	2,935
	使用料、手数料、分担金、負担金、寄付金	742
	市債発行額	1,154
	基金取崩額	911
その他収入	2,528	
(経常的収支額) ①		6,064
公共資産整備収支の部 (建設活動)	公共資産整備支出	3,165
	公共資産整備補助基金等支出	485
	他会計への建設費充当財源繰出	66
	国県補助金等	426
	市債発行額	1,451
	基金取崩額	19
	その他収入	55
(公共資産整備収支額) ②		▲ 1,767
投資財務的収支の部 (財務活動)	投資及び出資金、貸付金	2
	基金積立額	1,935
	定額運用基金への繰出支出	142
	他会計への公債費充当財源繰出支出	1,326
	市債償還額	2,413
	市債発行額	1,191
	その他収入	35
(投資財務的収支額) ③		▲ 4,593
当年度歳計現金増減額 ④(①+②+③)		▲ 296
期首歳計現金残高 ⑤		1,401
期末歳計現金残高 ⑥(④+⑤)		1,105

この黒字額が小さければ、行政事務活動の支出(人件費等)を抑えていく必要がある。

この活動を起債による将来負担に回さないためには、ここでの赤字額を行政事務活動の黒字の範囲に抑える必要がある。

この活動は、上記の2つの活動による資金収支の差額を補うもの。

前年度より現金化できる資金が約3億円減少している。

※総務省方式改定モデルを準用

資金収支計算書の分析

指標名	指標の説明	判断基準	判断
行政事務活動CF流動負債比率	行政事務活動CFでどれだけ流動負債をまかなっているかを示す。	経常的収支額/流動負債+100% 高いほど安全。100%以上必要。	204% ○
行政事務活動CF固定負債比率	行政事務活動CFで固定負債をまかなうことができるかを示す。	経常的収支額/固定負債+100% 高いほど安全。100%あれば1年で返済可	17% -

【分析結果】

H18年度に「歳計現金」が2.96億円減少しているが、「期末の歳計現金」は11.05億円の黒字となっています。また、「行政事務活動キャッシュフロー(CF)流動負債比率」が100%を超えているため、短期的な資金の流れは適切な状態であると判断できます。

行政コスト計算書、純資産変動計算書 H18年度普通会計

3

行政コスト計算書は、税金等を財源とする行政サービス（うち、資産形成につながるものを除く。）が効率的に提供されているかどうかを、コストという側面から分析するものです。財産形成につながる単年度の行政コストがどの分野にどのように使われたかを知ることができます。

行政コスト計算書純資産変動結合計算書 (H18年度普通会計)

コストの部	目的別内訳									
	生活の質向上・福祉	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	議会	その他行政コスト	計
行政コスト総額 (1)	25,010	3,076	2,970	7,244	2,184	2,282	1,200	4,891	278	807
人にかかるコスト (小計)	6,599	255	704	1,123	368	270	603	3,014	261	9
人件費	4,490	162	470	722	237	178	405	2,093	225	0
退職給付引当繰入	2,109	93	234	401	131	94	198	922	36	0
物にかかるコスト (小計)	8,220	1,257	2,073	969	1,148	965	345	1,454	9	0
物件費 (物品購入、委託料、賃金等)	4,499	124	1,235	680	1,075	195	120	1,061	9	0
維持補修費	69	7	27	8	0	9	5	15	0	0
減価償却費	3,652	1,125	811	283	73	761	221	378	0	0
移転支出的コスト (小計)	9,384	1,564	193	5,132	688	1,047	331	422	6	0
扶助費 (社会保障給付等)	3,240		58	3,182	0					0
補助費等	2,091	5	124	256	372	488	318	422	6	0
繰出金	3,568	1,560	0	1,614	296	85	13	0	0	0
普通建設事業 (他団体への補助金等)	485	0	11	0	0	474	0	0	0	0
その他コスト (小計)	607	0	0	0	0	0	0	0	0	807

収入の部	
使用料、手数料	388
分租金、負担金、寄付金	369
経常収益合計 (2)	757
(差引) 純経常行政コスト (1)-(2) (3)	24,253
ア 市税	8,508
イ 地方交付税	7,519
ウ 経常補助金	2,957
エ 建設補助金	404
オ その他	2,618
カ その他純資産増減額	16
純資産増加額 (ア～カ) (4)	22,020
期首純資産残高 (5)	100,436
期末純資産残高 (5)-(4) (6)	98,200

行政コストの性質別内訳



【分析結果】

本市の行政コストを目的別にみると、「福祉」が72.4億円で最も多く、以下、「総務」(48.9億円)、「生活インフラ・国土保全」(30.8億円)となっている。性別別にみると、「移転支出的コスト」が93.8億円で最も多くなっている。上・下水道や介護・国保及び老保事業等の特別会計への「繰出金」と社会補償給付等の「扶助費」にコストがかかっているという特徴がある。

行政コストの財源調達方法としては、自主財源である「市税」が85.1億円で最も多いものの、「地方交付税」(75.2億円)や「経常補助金」(29.6億円)等の依存財源も多く、国や県の制度改正等の影響を受けやすい不安定な財源構成となっている。

次に、住民一人当たりの行政コストを他市（ホームページに公表している団体）と比較してみる。

本市では、住民一人当たり34.4万円の行政コストがかかっている。一般的に、住民一人当たりの行政コストは人口規模と反比例するが、本市の住民一人当たりの行政コストは、人口5.3万人の富士吉田市より割高である。性質別行政コストの構成比率を他市と比べてみると、本市においては、「繰出金」の割合が高く、「補助費」の割

住民一人当たりの性質別行政コストの他市との比較 (H18年度普通会計)

行政コストの部	富士市		富士吉田市		大月市		あきる野市	
	千円	比率	千円	比率	千円	比率	千円	比率
行政コスト総額	344	100%	304	100%	381	100%	294	100%
人にかかるコスト	91	26%	65	21%	101	27%	57	19%
人件費	62	18%	55	18%	83	22%	52	17%
退職給付引当繰入等	29	8%	10	3%	18	5%	5	2%
物にかかるコスト	113	33%	121	40%	116	30%	88	30%
物件費 (物品購入、委託料、賃金等)	62	18%	59	19%	49	13%	46	16%
維持補修費	1	0%	3	1%	4	1%	1	0%
減価償却費	50	15%	59	20%	63	16%	41	14%
移転支出的コスト	129	38%	133	44%	152	40%	143	49%
扶助費 (社会保障給付等)	45	13%	31	10%	38	10%	59	20%
補助費等	29	8%	40	13%	67	18%	46	16%
繰出金	49	14%	35	12%	42	11%	38	13%
他団体への補助等	7	2%	5	2%	5	1%	2	1%
その他コスト	11	3%	7	2%	12	3%	6	2%

合が低くなっている。少子高齢化の進展に伴って「扶助費」の増加が見込まれるため、自主財源である「市税」収入を確保していくとともに、水道事業や下水道事業及び国民健康保険事業等の特別会計の経営改善を図ることにより「繰出金」の抑制に努めていく必要がある。

特集
4 バランスシートの作成経過と
新地方公会計制度への対応

市川三郷町 財政課

バランスシートの導入経緯

1

平成18年6月頃より、新聞やテレビ等で報道された夕張市の財政破綻を契機に、町の財政状況、特に町の資産規模や公債費等の負債の状況について高い関心が寄せられるようになりました。このような状況を踏まえて、平成18年度に策定された市川三郷町第1次総合計画の検討

過程において、「貸借対照表（以下「バランスシート」という。）作成による財政運営の透明性向上」が計画案に盛り込まれるなど、バランスシートによる財政状況の公表が喫緊の課題となりました。

バランスシートの作成経過

2

このため、平成18年9月より総務省方式による平成17年度版バランスシート作成に着手しました。

9月から12月にかけて、バランスシート各種明細書及び集計表（旧自治省作成）に、地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）の投資的経費に関するデータ（昭和44〜平成17年度分）の入力を行いました。この段階が、「資産の部」1. 有形固定資産、「正味資産の部」1. 国庫支出金及び2. 都道府県支出金の対応になります（以下表1参照）。

平成19年1月から2月中旬にかけて、平成17年度決算統計及び決算書を基に、

【資産の部】2. 投資等、3. 流動資産、【負債の部】1. 固定負債（1）地方債、2. 流動負債について、別途計算が必要な箇所を除いて、数値を転記しました。次に、【資産の部】2. 投資等（4）退職手当組合積立金、【負債の部】1. 固定負債（3）退職給与引当金について、別途計算のうえ算定しました。以上が、バランスシートへの対応となります。

2月中旬から2月下旬にかけて、広報

誌と町ホームページに掲載する文面等の作成を行いました。なお、バランスシートを理解するうえで、山梨県職員研修所主催の「政策財務入門研修」が非常に参

考となりました。例年開催されているようですので、機会があれば受講されることをお勧めします。

新地方公会計制度への対応

3

本町では新地方公会計制度への対応について検討中ですが、今後の対応を検討するうえで必要な項目をいくつか挙げてみました。

○作成方式の選択（基準モデル、総務省方式改定モデルのいずれか）

○固定資産の算定と台帳の整備（特に売却可能資産への取り組み）

○ベンダー等の作成ソフトの導入（事務処理の簡略化）

（平成20年度から公会計整備に要する

経費については、普通交付税（包括算定経費）により適正に財政措置される予定）

○公表期限までの全体スケジュールの作成

（普通会計に公営事業会計等を含めた地方公共団体全体、更に一部事務組合等を含めた連結への取り組み）

むすび

4

財政状況の公表に関しては、新地方公会計制度と併せて財政健全化法に関する指標への取り組みもあり、平成20年度に向けて取り組むべき課題が山積しています。本町はバランスシートの作成を始め

て2年と期間が短く、財政状況の公表や活用方法等に関して多くの課題があります。今後も引き続き、財政状況の公表に向けて取り組んで参ります。

バランスシートの公開

1

地方公会計制度への取り組み

2

平成16年9月に三町（旧下部町・旧中富町・旧身延町）が合併した本町では、開かれた新しいまちづくりを推進するために、新町建設計画等を掲げ、合併以前から住民説明を十分に行ってきたところです。しかし、新町として住民に理解された事業を展開するためには、財政状況の開示が不可欠と判断し、平成17年度決算に併せバランスシートの作成及び公開に取り組みことになりました。

作成に先立ち、積極的に情報開示をしている先進的な地方自治体の情報収集やアドバイスをいただき、本町としては「総務省方式」で実施することになりました。バランスシートの作成自体は「総務省方式」であれば、市販のソフトを購入することでそれほど手間も掛からず仕上がりました。しかし、地方自治に精通しているはずの職員であっても出来上がったバランスシートの見方（内容）が解らないというのが現実でした。町職員が見当のつかないものを住民がはたして理

解できるのか非常に疑問でした。とにかく、複雑な財務書類を公開するより簡潔明瞭で解りやすくということの基本に、表の中に注釈を入れ、用語の解説を詳細にすることにしました。本町のバランスシートは、「広報みのぶ」に単年度決算の状況と併せて（別表参照）掲載し、町のホームページでも公開しています。単年度決算の状況と同時に公開することで、1年間の歳入歳出の状況と現在の資産と負債がどのくらいあるのかを、一見して示すことを目指しました。

このように、町財政状況住民説明の一环として情報開示に取り組んでいたところ、平成19年10月には「公会計の整備推進について」という文書が総務省から全地方自治体に通知されました。これによると「新地方公会計制度」において全地方自治体は、可能な形式でデータベース整備と財務諸表（財務4表）を作成し公表しなければならなくなったのです。これを受けて本町としても、新公会計制度に対して今までの取り組みを活かしながら対応を模索しています。これからの取り組みとしては、①新公会計制度に対応できない既存財務会計システムの更新。

【①に対する取り組み】

既存する財務会計システムは、峡南6町で構成する峡南広域行政組合で平成19年に共同調達されたものです。平成19年12月には、構成する6町の財政担当者により財務会計システム更新の方向性を見出し、更新に向けて準備を進めているところです。これを契機に日常の財務会計処理及び新公会計制度のデータベース整備もスムーズにできるよう6町の共通課題として取り組み予定です。

【②に対する取り組み】

前に述べたように、本町では平成17年度決算から「総務省方式」で財務諸表（バランスシート、行政コスト計算書）を作成しています。したがって、「総務省方式改訂モデル」に移行していけばそれほど無理なく財務4表は作成できるでしょう。しかし、今後の動向として公会計は、単式簿記と複式簿記を併用することになると考えられます。発生主義と複式簿記の考え方を取り入れた「基準モデル」への移行も視野に入れながら取り組み予定です。

おわりに

3

本町のバランスシートの作成は、住民にわかりやすい財政指標を念頭に取り組んできました。新公会計制度により総務省の定める公表期日までに示すべき財務4表についても、初期の目標を達成できるよう職員が一丸となって取り組み、継続していけるよう努力していきます。

情報公開の様子（広報みのぶより）

町の財政状況 バランスシートを公開します

町の決算は、1年間の資金の出入り（歳入歳出）を示す方法のため、その年度による収支は明確になりますが、町の資産や負債に関する内容が明らかにならないという欠点がありました。そこで町では、町民の皆さんに、より分かりやすく、財政状況を説明するため、バランスシートを昨年度か

ら作成しています。

自治体バランスシートは、民間企業のバランスシートとは異なり、「資本」の概念がありません。民間でいう「資本」は、自治体では「正味資産」と表現し、今までの世代が負担した金額として捉えています。

したがって、町のバランスシートは、年度末における町の資産（財産）、負債（将来の世代の負担）、その差額である正味資産（今までの世代による負担）から構成されています。

● バランスシートの対象会計は、普通会計（一般会計＋青少年自然の里特別会計）で、国民健康保険や簡易水道事業、下水道事業などの特別会計は含みません。

● バランスシートの作成の基礎数値は、昭和44年度から平成18年度までの地方財政状況調査（決算統計）のデータを基礎に、総務省の統一基準によって作成しました。

バランスシートの見方

借 方	貸 方
資 産 (土地、建物、基金、現金等)	負 債 (地方債、退職給与引当金等)
	正味資産 (国庫支出金、県支出金、一般財源)

資金を何に使ったか？

資金をどのような用途に達したか？

平成18年度 身延町のバランスシート

(単位：千円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1) 総務費 (庁舎など)	5,302,216	(1) 地方債	10,713,144
(2) 民生費 (保育所など)	1,257,295	(2) 債務負担行為	
(3) 衛生費 (福祉保健センターなど)	539,325	①物件の購入等	0
(4) 労働費	226,819	②債務保証又は損失補償	0
(5) 農林水産業費 (農道・用水路・林道など)	3,633,021	債務負担行為計	0
(6) 商工費 (駐車場など)	473,878	(3) 退職給与引当金	2,206,639
(7) 土木費 (町道・橋梁など)	9,570,815	(4) その他	0
(8) 消防費 (防火水桶・消防自動車など)	498,595	固定負債合計	12,919,783
(9) 教育費 (小・中学校、文化施設など)	11,567,328		
(10) その他	22,023		
計	33,091,315		
(うち土地)	3,492,043		
有形固定資産合計	33,091,315	2. 流動負債	
2. 投資等		(1) 翌年度償還予定額	1,397,830
(1) 投資及び出資金(山梨県信用保証協会など)	330,640	(2) 翌年度繰上充用金	0
(2) 貸付金	36,858	(3) その他	0
(3) 基金		流動負債合計	1,397,830
①特定目的基金 (地域福祉基金など)	2,248,562		
②土地開発基金	350,825		
③定額運用基金	0		
基金計	2,599,387	負債合計	14,317,613
投資等合計	2,966,885	【正味資産の部】	
3. 流動資産		1. 国庫支出金	4,495,392
(1) 現金・預金		2. 都道府県支出金	2,974,889
①財政調整基金	1,059,193	3. 一般財源	17,182,468
②減債基金	723,672	正味資産合計	24,652,749
③歳計現金	691,460		
現金・預金計	2,474,325	負債・正味資産合計	38,970,362
(2) 未収金			
①地方税	417,431		
②その他	20,406		
未収金計	437,837		
流動資産合計	2,912,162		
資産合計	38,970,362		

※債務負担行為に関する情報 ①物件の購入等に係るもの 0千円
 ②債務保証及び損失補償に係るもの 0千円
 ③利子補給等に係るもの 12,807千円

用語の解説

- 【資産の部】…一会計年度を越えて地方公共団体の経営資源として用いられると見込まれるものです。
- 有形固定資産…これまでに取得した土地や整備した道路・施設等のことで、「総務費」などの行政目的別に区分して表示します。昭和44年度以降の決算統計上の普通建設事業費(庁舎、道路・橋梁、学校等の建設事業に要する投資的経費)の累計をもって取得原価とし、土地以外の有形固定資産は庁舎、道路等の区分毎に設定された耐用年数により定額法による減価償却を用い算出します。
- 投資及び出資金…自治体に関係する団体等への出資金及び出捐金です。
- 貸付金…修学資金などの貸付残高です。
- 基金…特定の目的のために積み立てられた基金の残高です。
- 現金・預金…流動性の高い基金である「財政調整基金」及び「減債基金」と、普通会計決算における歳入歳出差引額の「歳計現金」に分けて計上します。

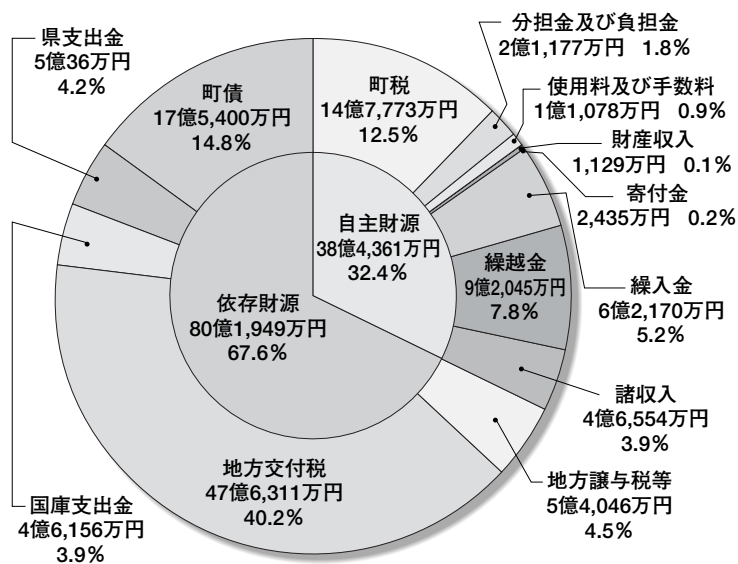
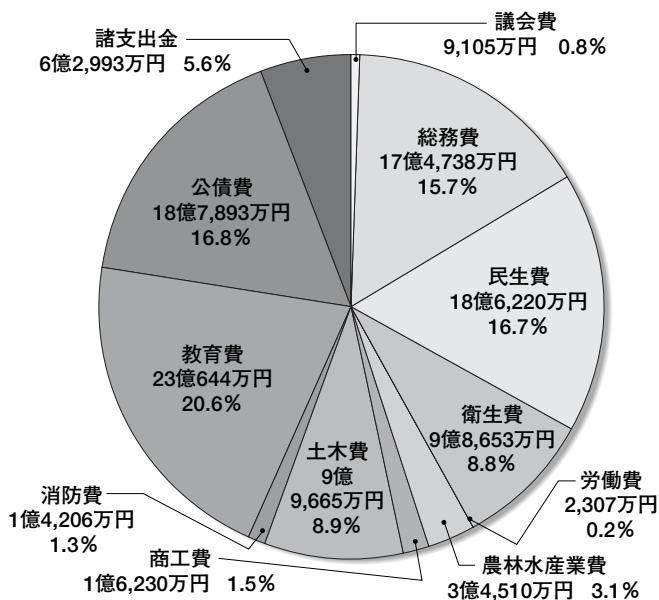
○未収金…町税や使用料等の収入未済額です。

- 【負債の部】…将来において、支払いや返済の義務を有するものです。支払い期日が1年を超える「固定負債」と、翌年度以内に返済する「流動負債」に区分します。
- 地方債…町債残高のうち、翌年度償還予定額を除いたものです。
- 債務負担行為…町民の負担として、将来返済することが確定したものです。
- 退職給与引当金…年度末に全職員が普通退職した場合の退職手当総額を計上しています。
- 翌年度償還予定額…町債残高のうち、翌年度以内に償還する予定の金額です。
- 【正味資産の部】…資産を形成するための財源のうち負債以外のものをいい、「国庫支出金」「県支出金」「一般財源等」に分けて計上します。有形固定資産の取得に充てられた「国庫支出金」「県支出金」は、有形資産の耐用年数に応じて減価償却を行います。

……………平成18年度 町の決算……………

歳出 111億7,164万円

歳入 118億6,310万円



町民一人あたりでは… 平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口16,264人で算出 (前年度比▲373人)

使われたお金
686,895円 (前年度比 97,439円)

<p>1 教育費 141,813円 (前年度比 35,587円) 学校建設、学校教育、社会教育のために</p>	<p>2 公債費 115,527円 (前年度比 23,775円) 町の借金返済のために</p>	<p>3 民生費 114,498円 (前年度比▲6,135円) 子どもや高齢者対策などの福祉のために</p>
<p>4 総務費 107,439円 (前年度比 10,504円) 選挙、戸籍、徴税、町の庁舎管理などのために</p>	<p>5 土木費 61,280円 (前年度比 9,820円) 道路や公園、住宅などの整備のために</p>	<p>6 衛生費 60,658円 (前年度比 3,324円) 保健衛生、ごみ対策などのために</p>
<p>7 諸支出金 38,731円 (前年度比 23,854円) 基金などへの積立のために</p>	<p>8 農林水産業費 21,219円 (前年度比▲1,077円) 農林業の振興のために</p>	<p>9 商工費 9,979円 (前年度比 1,291円) 商工業、観光振興のために</p>

納めていただいた町税
90,859円 (前年度比 3,822円)

<p>1 固定資産税 44,793円 (前年度比 460円)</p>	<p>2 町民税 37,686円 (前年度比 3,008円)</p>
<p>3 町たばこ税 5,229円 (前年度比 175円)</p>	<p>4 軽自動車税 1,836円 (前年度比 88円)</p>
<p>5 入湯税 1,311円 (前年度比 91円)</p>	<p>6 特別土地保有税 4円 (前年度比 0円)</p>

合併コーナー

～実り豊かな生活文化都市・ 実現に向けて～

住み良さランキング全国1位を目指して!!!

中央市総務部政策秘書課 課長 甲田 高文

本市周辺地域は、平成15年8月に玉穂町・昭和町・田富町の3町による合併協議会（任意）を設置して合併協議を始めましたが、平成16年7月に昭和町が住民意向調査の結果を受けて協議会から離脱することになりました。

玉穂町と田富町は、議会や合併検討懇話会などでの協議を経て、同年8月の合併協議会において、豊富村を加えた2町1村で合併協議を進めることとし、同年9月に玉穂町・田富町・豊富村合併協議会（任意）を設置して合併協議を重ねました。その結果、3町村とも合併に対する意識の高まりや必要性等を確認し合えたため、同年11月に玉穂町・田富町・豊富村合併協議会（法定）を設置し、平成18年2月20日に3町村が合併して中央市が誕生しました。

現在、本市では合併効果を最大限に活かし、行財政基盤の更なる強化や効率化、行政能力の向上を図りつつ、「実り豊かな生活文化都市」を将来像として掲げ、住み良さランキング全国1位を目指して、住みたくなる、住んで良かったと思われるまちづくりを進めています。

●【ひと】地域社会を構成する人たち

本市の人口は、平成19年1月1日

現在30,103人です。

外国人登録者は2,268人で、人口の約7%を占めており、外国籍住民の割合は、県内の市町村では最も高くなっています。また、他の地域から転入してきた住民も多いことから、市では、市民と行政、市民同士の対話が重要であると考えています。

このため、毎月、玉穂庁舎・田富庁舎・豊富庁舎で市長と市民の対話を開催しています。また、地域の伝統を活かしながら地域間交流を促進するため、旧町村単位で行われていた4月の「れんげまつり」、9月の「与一公まつり」、11月の「稲穂まつり」を引き続き実施しています。

外国籍住民との交流を図るための

多文化共生施策としては、情報の多言語化をはじめ、ポルトガル語による自治会放送や日本語教室の開催、市役所内への通訳者（ポルトガル語）の配置などを実施しています。また、外国籍住民の自立と社会参加を促進するため、外国籍住民参加の防災訓練や地域住民との料理や軽スポーツなどを通じた交流会「フレンドシップ中央」などの事業を行っています。

教育においては、市の教育の基本を「まごころ」と位置づけ、生きる力を育む教育（生）、命を大切にす教育（命）、信頼し合う教育（信）を実現していきます。



れんげまつり

●「もの」地域が培ってきた 自然、歴史、文化

旧3町村は、それぞれが独自の特色あるまちづくりに取り組み、発展してきました。今後は、こうして築き上げられた基盤と特性を最大限に活かしながら、地域の一体化を進めるとともに、暮らしやすさや癒しといった面を充実させていく必要があります。

本市は、山梨大学医学部及び附属病院を擁し、豊かな自然や歴史、文化にも恵まれていることから、これらの地域資源を活用し、学園都市としての拠点整備を進め、文化の香り豊かな市を構築していくこととして



山梨大学医学部附属病院

おり、市内に数多く存在する有形・無形文化財を後世に伝承するための学習会などを開催しています。

また、従来から甲府盆地と周辺地域の交通を結ぶ主要道路が結節する交通の要衝となつていますが、平成22年3月に予定されている新山梨環状道路南部区間の開通により、中央自動車道甲府南インターチェンジや中部横断自動車道南アルプスインターチェンジへの接続が容易になり、高速交通の利便性が飛躍的に向上します。



新山梨環状道路南部区間（区画整理スーパー街区SC建設中）

●「かね」地域産業・経済

市場経済のグローバル化の中で、自分たちの地域のマーケットと連携した経済を確立させることが自立した地域づくりと考えています。

県の中央部に位置する立地条件や商工業集積の実績を活かし、新たな起業支援を行うとともに、医大南部区画整理地内に建設予定の大型ショッピングセンターと地元商工会との



道の駅（とよとみ）

連携強化などにより、商工業の振興を図ります。また、地域の特色を活かした近代的な農業経営や都市・農村交流により、高収益型農業を展開しています。今後は、地域の農畜産物や加工品を直接販売する道の駅「とよとみ」や農産物直売所「たから」などの施設を農業や観光の拠点として更に充実していきます。

新たな事業への挑戦！

平成19年度から21年度までの3年間、総務省情報通信政策局より、健康観光ICT利活用モデル事業【はじめる・つづける健康あっぷ】の委託を受けたところです。

本市の人口を年齢階層別にみると、40歳から60歳代までの人口が8,500人と最も多く、これらの市民は糖尿病・高脂血症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が主な発症原因である生活習慣病予備群、あるいは既に生活習慣病を多く抱えているといわれています。

平成20年度から導入される医療保険者に対する医療費負担率改正に対し、市財政の健全化を図るには、これらの年齢層に焦点を絞って生活習慣の改善を中心とした一次予防（健康推進・発病予防）に重点を置いた取

り組みが必要です。

高齢化による医療費の増大、これに伴う財政の悪化等の地域課題を解決するため、生活習慣病予防に関し全国トップレベルの知見を有する山梨大学の協力を得ながらICTの活用により、オーダーメイドの健康改善プログラム（食事摂取法、運動方法、生活改善指導、相談等）を実施します。また、湯村温泉組合を利用し、非日常的な環境におけるICTを活用した生活習慣病改善プログラムを提供し、健康と観光とを融合した新たなビジネスモデルを創出し、地域の活性化と市財政健全の全国モデルとなるシステムを構築するものです。

このモデル事業で、地域経済の活性と少子高齢化への対応や地域が抱える、それぞれの課題解決への挑戦をしていきたいと考えています。



●【まとめ】住み良さランキング 全国1位を目指して

社会経済状況の転換期を迎えている我が国の地域社会が、従来の成長化社会とは質的に異なる成熟型社会の中で地域に生活する人たちが、元気にいきいきと住み続けられるまちづくりをすることは、「ひと」・「もの」・「かね」の地域循環による、経営的な中央市独自のまちづくりを行っていくことが大切だと考えます。

本市は、「全国市住み良さランキング」において、一昨年全国33位、昨年32位という素晴らしい評価をいただいております。今後は住み良さランキング全国1位を目指し、21世紀を担うにふさわしい「実り豊かな生活文化都市」を市民一丸となり創り上げていきたいと考えています。

今年も中央市「3大まつり」をお楽しみに！

春の「わんげ」	夏の「与一會」	秋の「稲穂」
4月29日・田舎の日 気球乗船体験や、様々な楽しいステージが毎年大人気！	9月の第1土曜日 メインイベントは、夏の夜空を彩る大迫力の花火大会！	11月3日・文化の日 食談の秋、文化の秋、スポーツの秋。色々な秋が楽しめます。

苦言提言

Kugen Teigen

広報・イメージ戦略の確立を

政府が主導して経済戦略を描き、人材開発に過剰な力を入れて、アジア新興工業国の優等生として脚光を浴びたシンガポール。片や「借りた時間で、借りた場所」といわれた植民地社会の中で、民間が資本を投下し、したたかなまでに経済成長を遂げた香港。

この2つの国際都市に私は、1980年代後半から90年代前半にかけて駐在した。日本から見れば、住民の大半を中国系が占めるアジアの似通った都市との印象を受けるが、国家とは行政とは何か、さらに住民満足度を高めるサービスとはどういう形態が好ましいのか、考えさせられる体験であった。

翻って、日本。格差拡大と人口減少が本格化し、三位一体改革などにより、地域が、自治体が生き残るためにはどうすべきか、問われる時代を迎えた。

山梨は、地域発展の潜在力が極めて高い土地柄だ。東京から至近距離にあるにもかかわらず、空気は澄み、富士五湖、

富士山、南アルプスをはじめとした景勝地、いたるところで湧き出す温泉など、豊かな自然や景観に恵まれ、日常生活から離れた「癒し」のひと時を過ごすには格好の場所だ。また、生産量日本一を誇るモモ、ブドウ、スモモなどの果樹、全国の約四割が県産といわれるミネラルウォーターのほか、ワイン、ジュエリーといった質の高い地場産品があふれている。

ただ、残念ながら、「良いところではあるが、情報が伝わってこない」（旅行代理店）、「県産品のポテンシャルは高いが、名前と結びつかない」（地元の人）など、PR不足を指摘する声をしばしば聞く。元気になる素材を持つ地域ではあっても、その素材を十分に活かせるかどうか。宝の持ち腐れでは、もったいない。

シンガポールは、緑豊かな街に高層ビルが立ち並び、混雑、騒音には無縁で、町にはゴミさえも落ちていない清潔感あふれる観光都市でもある。だが、こうした清潔な地域ブランド・イメージをつくるために、考えられないような取り組みを行ってきた。例えば、道端にゴミを棄てる、ツバを吐く、公衆トイレで水を流さない―は罰金。禁煙、禁チューイングムはいうに及ばず、日本から送られてくる週刊誌までもが性的表現に対する規制の観点からグラビアが切り取られていた。そこまで規制することの是非は別にして、

今や地域ブランドは全国各地でブームとなり、地域ブランド確立に向けた広報・イメージ戦略は、宮崎県の例を挙げるまでもなく、地域生き残りのために不可欠となっている。

昨年まで私が勤務していた埼玉県では、知事が部長職以上を集め、「記者に発表資料を出しても掲載されなければ意味がない。新聞掲載率を上げる努力をして欲しい」とハッパをかけ、「優れた広報活動」を県経営の中心に据える考えを示した。行政にとって、このような成果主義の発想を取り入れることも、戦術上必要なのかもしれない。

山梨県も、地域資源の活用策に着目、消費者ニーズにあったブランド化に取り組む一方、横内知事をトップに山梨の優れたものを全国に発信し、マーケットにアピール、最終的には県民の所得増や郷土愛と誇りの取り戻し実現を狙った「産業活性化策」や「チャレンジ山梨行動計画」を打ち出している。

こうした県の旗振りが市町村や地域住民、民間を巻き込んでどこまで浸透するか、そして、首都圏を中心とした消費者にどこまでアピールできるか。今後はその成果が問われることになるだろう。

国に頼っているだけではもはや地域の発展はおぼつかない。地域の生き残りに向け、県の取り組みはもろんだが、市町村の主体的な取り組みに期待したい。

(了)



Hideya Kayasuga

栢菅 英哉

時事通信社甲府支局長

F がんばっていま～す。

i g h t

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



観光振興課
橋田 勇貴
(笛吹市)

昨年4月より笛吹市から観光部観光振興課に派遣され早1年が過ぎようとしています。

当初は、職場環境の変化や今までに経験したことのない「観光」という仕事に不安や戸惑いもありましたが、職場の上司や諸先輩方からの温かいご指導、ご助言をいただきながら、充実した日々を送っています。

配属されました観光振興課宣伝担当では、山梨県の魅力を全国に向けて発信するための観光宣伝事業を中心に行っています。また、昨年のNHK大河ドラマ「風林火山」の放送や、本年4月から6月にかけての、JRと協働した国内最大規模の観光キャンペーン「山梨デスティネーションキャンペーン」などにより、本県が非常に注目されている重要な時期に、観光部の一員として職務を遂行できることに喜びを感じています。

最後になりますが、観光振興課をはじめ、関係各所の皆様、そして、このような貴重な機会を与えてくださいました方々に感謝するとともに、残された期間で少しでも多くのことを学び、今後の職務に活かせるよう精一杯努力していきたくと思います。



中部横断自動車道用地事務所
尾崎 龍次
(南部町)

昨年4月より南部町から山梨県中部横断自動車道用地事務所に派遣され、早いもので1年が経とうとしています。最初はこれまでと全く違う環境や今まで経験したことのない用地事務という仕事に不安もありましたが、職場の皆さんのおかげで徐々に慣れてきました。

現在、所属する総務用地課用地第一担当は、中日本高速道路株式会社施工する「六郷IC～増穂IC間」及び「県境～富沢IC間」と県が施工する「六郷ICアクセス道路」の用地事務を担当しています。

中部横断自動車道は平成29年度開通予定ですが、用地取得が進まなければ工事に着手することはできません。1日も早く用地が取得できるように頑張り、この用地事務所での経験を町でも活かせるように残された期間、沢山のことを習得していきたくと思います。



障害福祉課
河野 慎治
(南アルプス市)

昨年4月より福祉保健部障害福祉課でお世話になり1年が過ぎようとしています。慣れない環境と未経験の福祉の仕事、また配属後10日余りで長男が誕生したことも重なり、当初は右往左往するばかりの日々でしたが、周囲の皆様の丁寧なご指導、ご助言をいただき、職場にも慣れることができました。

障害者自立支援法の下、障害者の就労支援が重要なトピックの1つとなっています。私の担当する障害者工賃倍増計画も、授産施設の経営支援を通じて“福祉的就労”の底上げを図るもので、現場の授産施設の皆様をはじめ、経営コンサルタントや企業など福祉以外の分野の方々との関わりもある貴重な経験となりました。この新規事業を任せられた時には驚きましたが、他の県職員の方々の業務量とスピードは目を見張るものがあり、過渡期にある障害者施策を担う当課の業務は想像以上に熱気に満ちた躍動的なものでした。

残り1年間、私自身も県庁の一員として少しでも“自立”し、一回り大きくなって市役所に戻れるよう、微力ながら、気を緩めることなく邁進したいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。



道路管理課
佐藤 美仁
(山梨市)

平成19年4月より山梨市役所から交流派遣職員として、土木部道路管理課に配属され早1年になろうとしています。当初は新しい環境の中での仕事に、不安や戸惑いの毎日でしたが、周囲の皆様にご指導・ご助言を頂きながら、どうかここまでやってこられました。

道路管理課での自分の仕事は、道路維持担当として、県管理道路の維持修繕事業、道路標識等の道路付属施設に関連した幅広い内容であります。

県民の方からもスピードある対応を求められていますので、毎日いい緊張感を持って職務に励んでおります。

派遣が決まったときに、「市長から仕事面、人間関係の面、何でも全て吸収してきなさい」と言われております。とても大変ですが、1年を経過し仕事内容が少しは把握できてきた気がします。

平成20年度は、自分の色を出して積極的にがんばり、1年後、一回り大きくなって山梨市に帰れるよう、日々貴重な時間を過ごしたいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。



消防防災課
星野 正裕
(山梨市)

今年の初夢は「富士山噴火」。

昨年の春に、防災対策担当として配属された時は、これほど大きく防災を意識する毎日になるとは想像もしていませんでした。

普通に、そして安全で平和に、毎日を過ごせることに何の疑問を感じていませんし、特別な知識もなく、万が一の備蓄もしていませんでした。

しかし、こちらに配属されてからは、各地で起こっている災害を目の当たりにし、すっかり防災意識が芽生え、自宅の備えも進めるようになりました。

この担当は、地震・火山などの自然災害等を広く受け持ち、デスクワーク以外にも、災害対応により朝方まで配備当番をやったり、大がかりな関係機関との実働訓練や図上シミュレーション訓練などの行事を経験することができたりと多彩で刺激的な毎日です。

県内だけでなく近県の方と防災を通じて交流をすることも貴重な経験ですが、それ以外にも防災と離れた分野について、沢山のことを学び経験し、視野を広げることができ、感動しています。

今後も沢山のことを吸収し、親身に接して下さる職場の皆さんや貴重な機会を与えて下さった皆様へのお礼の気持ちを忘れずに、残りの時間を大切に使い、もっと成長して戻れるよう頑張りたいと思います。



中北建設事務所峡北支所
日向 武彦
(北杜市)

昨年4月より中北建設事務所峡北支所道路課にお世話になって、1年が過ぎようとしています。

当初は環境の変化や様々な場面において戸惑うばかりの毎日でしたが、皆様からのお力添えをいただきながら、楽しく勤務させていただいています。

これまでも工事関係の業務は多少携わってきましたが、ここで経験する一つ一つのことに自分の知識・経験の乏しさを痛感させられます。また、立場が変わり色々と考えさせられる事もありますが、市役所勤務では体験出来ない業務など得る事も多く、貴重な経験をさせていただいています。

道路の機能は大きく分けて交通機能と空間機能の二つがあります。防災・情報通信施設・ライフラインの収容ばかりでなく、地域の特性等を考慮した景観・バリアフリーへの対応などが必要不可欠であり、多様なニーズに応える必要があります。その重要性を考えながら現在は、地元並びに土地所有者のご理解ご協力を得ながら日々業務に取り組んでいます。

最後に関係機関・各課の皆様と仕事が出来たこと並びに、貴重な機会を与えていただいた北杜市の皆様に感謝するとともに、少しでも多くのことを学びこの経験を活かしたいと思います。



総合県税事務所
小林 剛
(北杜市)

平成19年4月より北杜市から交流派遣職員として、山梨県総合県税事務所徴収部徴収第二課に配属され、早いもので1年を経過しようとしています。

当初は、新しい環境のもと、新しい仕事に不安や戸惑いの毎日でしたが、周囲の皆様にご丁寧なご指導、ご助言をたまわりながら、実りある業務を経験させていただいております。

この1年経験させていただいたことで気が付いたことは、滞納者との接触機会を大切にすることです。かかってきた電話一本でも、その交渉次第で納税に導くことも可能ですし、臨戸し顔を見て話をすることで、停滞していた案件も前に進むこともあります。また、粘り強く納税交渉することはもちろんですが、ケースによっては、滞納処分を執行するという手段も必要であることも分かりました。

ほんのささいなことであってもトラブルになったり、ひとつひとつの言葉や行動、対応がいかに重要か、その緊迫性をひしひしと感じながら、日々の業務に取り組んでいる状況です。

最後に、この1年で培った収税業務を2年目へ反映することで、県税徴収率の向上に貢献し、安定した財源確保に尽力していきたいと思っています。そして、この経験を北杜市へ戻った際に生かせるよう、より多くの技術を習得したいと考えております。



中部横断自動車道用地事務所
佐野 王人
(身延町)

平成19年4月より身延町からの派遣職員として、山梨県中部横断自動車道用地事務所に勤務して、早くも1年が過ぎようとしています。派遣当初は経験したことのない用地交渉という仕事に不安がありましたが、仕事に携わっていくうちに、課内の方々との日常の業務や仕事以外での交流を通すなかで、徐々にではありますが慣れてきました。

私が現在、所属する総務用地課用地第二担当は、国が直接施行する(新直轄事業)「富沢IC～六郷IC」間、約28km区間の用地交渉をしています。

中部横断自動車道は皆さんご存じのとおり、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県佐久市に至る延長約136kmの高速自動車国道(高速道路)です。中部横断自動車道が完成すると、北陸・上信越・中央・東海の各自動車道を相互に連結することにより、首都圏を大きく環状につなぎ、さらに日本海と太平洋を結ぶネットワーク、「虹のかけ橋」を形成します。

現在本格的な用地交渉が始まり、着々と用地を取得しています。中部横断自動車道が早期に完成出来る事を願い、一日も早く用地の取得が出来るよう業務に精励していきたいと思っています。

行政の電子化（情報化）と自治体文化の変質について

山梨県企画部情報政策課
電子自治体支援担当

主査 広瀬 信吾

1、現代をとりまく電子化社会

現代社会は、いつの間にか社会の隅々まで情報化の網がはりめぐらされている。私が物心ついた1970年代とは隔絶の感がある。電気や水道、ガス、通信などのライフラインはもろろんのこと、陸上、海上、航空などの交通インフラ、医療の現場や金融、流通業務など、いまやIT技術抜きでは社会活動が成り立たないほどである。昨年ロードショー公開されたダイハード4では、情報インフラを標的としたサイバーテロリストとマックレーン刑事が戦っていたが、あの映画ではライフラインが標的とされた時の影響の大きさが十分に描き切れていなかったと思っている。現代社会は便利さとひきかえに、世界のどこかの1台のPCから、何億人という生命に関わる脅威と直面しうる社会になっている。インフラにかぎらず、ネットワークに関し

ても、IT技術によって世界は驚くべき変化を見せている。これまでの地縁血縁といった、濃厚にして限定的な人のつながりは、インターネットによってワールドワイドに広がっている。地球の裏側とでも自由にコミュニケーションできる環境が整備され、ソーシャルネットワークサービズなどに代表される新しいネット上のコミュニティが所々に生まれている。そこで交換される情報は実に多岐多様にわたり、これまでとは全く異なった新しい情報発信の場となっている。これらは大きな可能性がある半面で犯罪の温床となる危険性も有している。

2、電子化（情報化）による行政業務の変化について

話が大きくなってしまったが、行政の世界もこれらの波と無縁ではない。個人情報管理するシステム、ダムや道路などの社会イン

フラを管理するシステム、税や介護などの業務システム、また電子申請や施設予約などのサービズを提供するシステム、人事や給与、財務、文書など組織の内部を統制するシステムなど、行政が日常業務を行う上で、今やシステムは欠かせないものとなっている。出勤してPCを立ち上げ、電子メールをチェックすることから業務をはじめ職員は多いと思うが、こうしたワークスタイルはあつという間に職員のあいだに定着した。電子メールで担当業務についてやりとりすることは、日常業務の多くの時間を占めている。CCやBC機能を使って情報を適時共有することも、伝達会議の縮小に一役買っている。ルーチンな業務は電子化されることで、引用が容易になり、効率化が図られている。さらにインターネットなどによって、幅広い知識を世界中から集めることができ、以前は苦勞して行った情報収集なども容易に行うことができる。

3、行政の電子化 (情報化)の課題

こうした電子化の利点を反対から見ても、いくつかの課題が浮き彫りになってくる。冒頭書いた社会インフラシステムへの攻撃の危機は、365日24時間のシステム監視を余儀なくされ、そのために膨大なエネルギーの投入を必要としている。

また、電子化によってブラックボックスが増大し、特定の事業者に頼らざるを得ない状況になった結果、競争原理が働かず、相当なコストを強いられるおそれもある。

さらに業務をシステム化することで、業務手順や基本ルールが実情に合わせて更新されなかったり、知識が風化したりする恐れもある。システムトラブルが起こった際、紙業務に切り替えようにも、システムが計算を全て行っていたため、業務に熟達した職員がおらずお手上げ、といった場合がないともかぎらない。業務を熟知しているのが、行政内部の人間ではなく外部受託者であるという、組織としての土台を揺るがしかねない場合も出てくる。

4、電子自治体の 今後について

行政の電子化は、いわば国策として強力に推進されている。平成19年1月に策定されたIT新改革戦略では、「世界一便利で効率的な電子行政」を標榜し、「行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図る」ことを目標として打ち出しており、これからもさらなる電子化が推進されることになる。これにより効率化は進むことになるだろうが、一方で先に述べたようなさまざまなリスクを負うことになる。

養老孟司氏が講演の中で、「情報化とはすなわち均質化である」といった趣旨のことを言っていたが、これは言い換えると、誰がその仕事を行っても一定の水準を確保できるようにするため、複雑な物事を単純化していく工程であるといえる。すなわちそれが情報化の意味である。

生命体と同様に、組織も多様で複雑であればあるほど強靱になり、どのような事態にも対処できるしたたかさを持つ。組織文化と呼べるような懐の深さを持つことができる。

効率化とは、全ての分野において正解とは限らない。何でもかんでも情報化に奔ること

は、一方で組織文化の根幹を揺るがさないとも限らない。システムはあくまでルーチンな業務を省力化するための道具と割り切り、頭をつかうべき要所においては、あえて非効率を辞さず行うことを忘れないことが、これからの行政にとって重要であると考える。

自治

Q&A

お答えします！

Q

固定資産の所有者が、賦課期前に死亡した場合と、賦課期後に死亡した場合とで、処理がどのように異なるのか教えてください。

A

(固定資産の所有者が賦課期前に亡くなり、B、Cが相続した場合)

固定資産の所有者Aが賦課期前に亡くなり、B、Cが相続したと想定します。

所有者として固定資産税台帳に登録されている個人が賦課期前に死亡しているときは、地方税法(以下「法」という。)343条第2項

Cそれぞれが、その共有する固定資産全体についての税額に納税義務を負っており、Bが納付すればCは納税義務を免れ、Cが納付すればBは納税義務を免れるという租税法関係にあります。

以上より、A名義の固定資産はB、Cの共有に属し、それぞれが連帯納税義務を有することとなります。

なお、Aの名義での賦課処分は無効となりますが、納税通知書の名義をどうするかという点について、以下の3つの方法があります。

- ① 「Bほか1名」の名義でBへ通知
- ② 「Cほか1名」の名義でCへ通知
- ③ 「Bほか1名」でBへ通知し、かつ、「Cほか1名」でCへも通知

ここで、①と②の場合において、連帯納税義務者に対する税額確定の手続きは、連帯納税義務者ごとに個別に行われる必要がある(大阪高裁、昭和58年3月30日)ため、「Bほか1名」でBのみへ納税の告知をしても、Cに対しては税額確定されず、履行の請求の効果も生じないことに留意する必要があります。さらには、督促状をBへ送付したとしてもCへは効果が生じません。

そのため、例えばBが納税を怠った場合、Bへ督促状を送付すれば、Bに対して滞納処分をすることが

できますが、Cに対しては滞納処分できず、改めてCにも納税通知書を送付して税額の確定と履行の請求の効果を生じさせ、さらにCへ督促状を送付することによって初めてCに対して滞納処分をすることができるとはなりません。

また、③において、例えばBが納税後、Cからも納税された場合に、先にBが納税した時点において当該固定資産税は完納となりますので、Cから納税された税額は誤納金となります。よって、この誤納金に対しては、還付加算金をつけてCへ返還することになります。

(固定資産の所有者が賦課期後に亡くなった場合)

Aが賦課期日後、納税通知書送達の前に死亡し、B、Cが相続したという場合、Aに対する納税通知書は、送達時において納税通知名義人が存在せずに送達効果が発生しないため、原則として無効となります。

そこで、相続人のB、Cから税金を徴収するためには、民法900条から902条の規定による相続分で按分(法9条2項)して計算した額を記載した納税通知書を、B、Cそれぞれ、またはその代表者に

送達して、承継税額を具体的に確定させることが必要となります。なお、遺産分割は納税の告知の後を問わず、納税義務の承継には一切影響がありません(民法909条但し書き)。

この承継税額を算定する際は、被相続人Aが課税されるべき税額を端数計算した後、承継分をB、Cそれぞれについて按分し、按分後の税額を百円未満切り捨て(法20条の4の2第3項)することとなります。

す。

一方、Aの死亡が賦課期日後で、かつ、納税通知書送達の後である場合は、承継税額の算定方法が異なります。この場合、Aに対する課税処分により既に税額が確定し、その確定税額を相続分に応じて承継しているので、B、Cからは円単位で徴収することになり、Aに対する確定税額と相続人B、Cの承継税額との差額は不納欠損処理することとなります。

Q

新たな地方財政健全化制度について教えてください。

A

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)が平成19年6月に公布され、地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号。以下「再建法」という。)に替わる新たな再建制度の全体像が明らかになりました。

従来の再建法による財政再建制度は、当該地方公共団体の自主性に委ねられていたことなどから、①早期是正・再生という観点からの分かりやすい財政情報の開示や

健全化基準」の詳細については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)を参照)。

I 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

II 財政の早期健全化

健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事へ報告します。

III 財政の再生

再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。財政再生計画に総務大臣の同意を得ている団体でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができません。

IV 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表します。これが経営健全化基準以上となつた場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

V 今後の手続等

健全化法は、平成21年4月1日から施行されますが、第2条、第3条及び第22条の規定は平成20年4月1日からの施行となります。

したがって、平成20年度において市町村には、平成19年度決算について、健全化判断比率・資金不足比率の算定、監査委員の審査、議会への報告、住民への公表、知事への報告などを行っていただく必要があります。

そして、平成21年度の健全化法本格施行以降に健全化判断比率・資金不足比率が、各基準以上である市町村は、財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

なお、指標の算定方法や報告の様式等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)を参照願えば幸いです。

市町村イベントごよみ Event

イベントいっぱい！
家族みんなで出掛けよう！

2008



中央市

中央市れんげまつり'08

平成20年4月29日（祝）
（会場：中央市玉穂ふるさとふれあい広場）

一面のれんげ畑に囲まれて、春の気持ちのいい陽気を感じながら穏やかな1日を過ごしていた
だく、春の恒例イベント「中央市れんげまつり」を開催いたします。

そして、おなじみ、虚無僧行列を今年も行います。甲州唯一の虚無僧寺「明暗寺」が玉穂地区に
あったことにちなみ、当時の風景を再現しています。行列がれんげ畑の中を歩く様は壮観かつ、と
ても風情にあふれています。ぜひご覧ください。また、大好評のお笑いステージをはじめ、どな
たでも楽しめる様々なイベントを用意しています。みなさんのご来場を心からお待ちしています。



早川町

第32回 南アルプス早川山菜まつり

平成20年5月3日（祝）
（会場：町民スポーツ広場）

新緑の5月、自然たっぷりの早川町では、春の訪れとともに山菜の季節がやって来ます。
この春の味覚を多くの方々に味わってもらいたいと始めたのが、南アルプス早川山菜まつり。
町民がひとつひとつ丁寧に摘んだ、様々な種類の山菜を買ったり、その場で味わうこと
ができます。また特産品の直売や歌謡ステージなど、たくさんの催し物を予定しています。

南アルプスの山々が緑に色づくこの季節、ご家族みんなで楽しいひとときをお過ごし
ください。



小菅村

水と火と味の祭典 第22回多摩源流まつり

平成20年5月4日（祝）
（会場：小菅村第一スポーツ広場と周辺）

1987年から「多摩源流の村づくり」をキーワードに毎年1万人を超す人で賑わう村一番のイ
ベントです。

新緑の空に数百匹の鯉のぼりが泳ぐ中、屋は伝統芸能、大菩薩御光太鼓や楽しいステージショ
ー、またマスのつかみ取りなどがおこなわれます。また2メートルの大鍋や村自慢のヤマメの塩
焼き、ソバなど堪能できます。まつりのクライマックスは夜に行われる日本一のお松焼。夜空に
昇り立つ炎の雄大な跳めが圧巻です。さわやかな一日をぜひ小菅村でお過ごしください。



山中湖村

第9回「富士・山中湖ぐるりんウォーク」

平成20年6月7日（土）・8日（日）
（会場：山中湖交流プラザ）

ズミの花香新緑の中、心地良い草原の風を感じながら、山中湖周辺を歩いてみま
せんか。コースは5km~30kmまでの6コースを用意しておりますので、お子様から年配
者までご自分にあったペースで楽しむことができます。

新緑であふれる6月の山中湖は、新しい季節の息吹と、新しい出会いを感じられる素晴
らしい季節です。そよ風を肌で感じ、風光明媚な山中湖周辺コースで、出会い・ふれあいを
楽しんでみませんか。



山梨市

第13回万葉うたまつりとホタル観賞会

平成20年6月9日(月)～15日(日)

(会場：万力公園・万葉の森)

山梨市の夏を告げる「万葉うたまつりとホタル観賞会」を開催します。手作りの灯籠に照らされた公園内を歩いてみると、ホタルの幻想的な光を間近にご覧いただくことができます。

また、日本最古の歌集「万葉集」を詠う「朗唱の会」は、14日(土)の午後5時からメインステージにおいて、約100名の参加者が平安貴族の衣装で万葉歌の朗唱をします。伝統的な朗唱のほか、ロック風や演歌風、弾き語りなどで、万葉歌を自由に詠えます。ほかにも、琴や尺八の邦楽演奏、ジャズや吹奏楽の演奏会など盛りだくさんです。是非、山梨市万力公園にお越しください。



忍野村

第31回忍野八海祭り

平成20年8月8日(金)

(会場：忍野八海周辺及び忍野中学校グラウンド)

忍野八海祭りは、忍野八海にちなんで、毎年8月8日に開催する本村で一番のビッグイベントです。午前の部では、湧池周辺で八大竜王を祀る神事を、神事会場周辺では釣り大会を開催します。同時に忍野村役場隣で朝市を開催いたします。また、忍野中学校グラウンドでは、キャラクターショー・納涼大会・忍野竜陣太鼓等盛り沢山のイベントを開催いたします。

夜の部の高座山山腹の八文字焼き、特殊ミュージカル花火大会がクライマックスとなります。是非この機会に忍野村へ足を運んで頂き、本フェスティバルを楽しんで頂きたいと思っております。



韮崎市

夏の武田の里まつり「武田の里供養会・花火大会」

平成20年8月16日(土)

(会場：釜無川河川公園)

武田信義公累代陣没将士供養会を皮切りに夏の夜空を彩る花火大会が盛大に繰り上げられます。雄大な南アルプスを背景に、武田家ゆかりの寺社で採火された松明が、地元の人たちの手により夕闇迫る釜無川河川公園に運ばれ、信義公以来累代陣没将士の精霊を慰める武田の里供養会は、厳かな雰囲気の中「武田の里にらさき」にふさわしい歴史とロマンを盛り上げます。

花火大会は、大型スターマインを中心に、5,000発を越える大輪の花が夜空に打ち上げられます。



鳴沢村

なるさわ収穫祭

平成20年8月毎土・日

(会場：道の駅なるさわ)

鳴沢村では、特産品である高原野菜の一番美味しい時期に合わせて、「なるさわ収穫祭」を開催します。

鳴沢村で採れた新鮮なとうもろこし・ジャガイモ・キャベツ・トマト・きゅうり・ブルーベリーなどを無料で食し、購入できるイベントです。

また、農家直売のコーナーもあり、朝採りの新鮮な野菜が手に入ります。富士山の麓で丹精込めてこしらえた野菜。山麓の寒暖の差が、美味しい野菜をこしらえました。是非ともご賞味下さい。



上野原市

牛倉神社例大祭

平成20年9月4日(木)～6日(土)

(会場：牛倉神社及び市内)

牛倉神社の祭礼は、須佐乃男命など秋の美りをもたらしてくれる農耕の五神に感謝を捧げる祭で、郡内三大祭りとして古くから地域住民の信仰を集めてきました。

4日の昼間には、牛倉神社の宮神輿と子供神輿、夕方には各地区数十基もの大人神輿がまち中を練り歩き、多くの神輿見物者が道路いっぱいにあふれます。5日には、新町・本町の二台の山車も繰り出してまちを練り、上野原市無形文化財である笛や太鼓の祭り囃子にのって、獅子やヒョットコが競い合います。この日の山場は何といっても二台の山車がすれ違うときで、お互いに日頃の腕の限りを尽くして競演します。



市町村 振興協会たより

平成20年度市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所の研修等について

今回の市町村振興協会たよりは、本協会の上部団体である(財)全国市町村振興協会が設置運営している市町村職員中央研修所(以下「市町村アカデミー」という。)及び全国市町村国際文化研修所(以下「国際文化アカデミー」という。)の研修について、平成20年度の特徴並びに本協会が実施している研修受講経費に対する助成金制度について紹介します。

両アカデミーとも市町村を取り巻く状況や市町村のニーズに対応し、新規科目の設置の他、既存の研修科目においても、毎年見直しを行っています。

詳細は、平成20年度研修計画(市町村アカデミー：平成20年1月21日付け送付)及び平成20年度募集要綱(国際文化アカデミー：平成19年10月30日付け送付)を参照願います。

I 平成20年度の特徴

市町村アカデミー

平成20年度の新規科目は、自治体の政策実現の手段としての条例立案など、政策法務の実務について学ぶ「政策法務」、住民の健康増進のために、今後の地域保健の在り方について学ぶ「地域保健と住民の健康増進～生活習慣病の予防～」、市町村議会議員を対象に自治体における特定の政策課題について短期集中的に学ぶ「市町村議会議員政策集中講座」、副市町村長を対象とした「副市町村長特別セミナー」等、計9科目です。

また、市町村アカデミーでは、昨年10月に新しい宿泊棟が建設されました。

宿泊室はこれまでの2倍の広さとなり、各部屋にはユニットバスも新たに設置されました。

各階には研修生が自由に使えるPCルームが設けられ、レポート作成等、研修生の自主学習環境の充実が図られました。

なお、既存宿泊棟については、新宿泊棟同様に改修工事が進められています。

国際文化アカデミー

今年度、「国際文化系研修」「政策実務系研修」「特別セミナー等」の3つの研修体系において、全79科目実施されます(緊急・臨時セミナーは除く)。

また、「政策実務系研修」には新たに、自治体の組織づくりやマネジメントを行う能力の向上と、市町村が組織や経営を変革するに当たっての支援を目的とした研修を実施する「組織・経営変革型研修」の区分が設けられました。

新規科目においては、新たに設けられた「組織・経営変革型研修」の区分を中心に、女性リーダーがより意欲的に職務に取り組み、職場の活性化や部下の育成に必要とされるマネジメント能力の養成を目的とした「女性リーダーのためのマネジメント研修」、住民満足度を高める行政サービスを提供するために、人事管理制度の改革、人事評価制度の導入等の課題に取り組む「自治体改革と人事評価」、問題ではなく解決(目指すところ)に焦点を当て、仕事の進め方や組織風土の変革を行うことを目的とした「解決志向(ソリューションフォーカス)によるマネジメント」等、計16科目が新設されました。

また、新規科目の「グローバル人材開発コース～将来に向けてのリーダーを育てるために～」については、これまでの「国際総合A・B・Cコース」の内容をグレードアップした科目で、国内研修及び海外研修ともに充実した内容となっています。

II 研修受講経費に対する助成金制度

本協会では、両アカデミーの研修受講経費について次のとおり助成をしています。

市町村アカデミー

研修期間により次のとおり助成。

(研修受講経費の約1/2)

3日間…………… 8,000円

4日間…………… 10,000円

8日間…………… 20,000円

10日間…………… 24,000円

※市町村長、副市町村長及び市町村議会議員を対象とする特別セミナー等については全額助成。

※市町村職員を対象とするセミナー(「市町村の課題」戦略セミナー)については研修受講経費の1/2助成。

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)

TEL : 043-276-3737 FAX : 043-276-5250

URL : <http://www.jamp.gr.jp/>

e-mail : j-academy@jamp.gr.jp

国際文化アカデミー

研修受講経費の1/2助成。ただし、研修受講経費のうち、特別交付税により財政措置される研修科目は、その額を除いた額の1/2助成。

※市町村長、副市町村長及び市町村議会議員を対象とした特別セミナー等については全額助成。

全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)

TEL : 077-578-5931 FAX : 077-578-5905

URL : <http://www.jiam.jp>

e-mail : soumuka@jiam.jp

問い合わせ

(財)山梨県市町村振興協会

TEL : 055-237-3153 FAX : 055-237-5788

URL : <http://www.ympa.or.jp/> e-mail : yamanashi@ympa.or.jp

はつらつ!!

市町村職員

山梨市役所

神津 宣久 さん

Yoshihisa Kouzu



AFTER NOTES

編集後記

今回の特集では、「公会計改革への取り組み」を取り上げました。

90年代から幾つかの団体が行政運営の効率性を示し説明責任を果たそうと公会計の整備に取り組んできましたが、地方行革新指針によりすべての団体に作成と公表が要請されました。より一層の説明責任が求められるところであり、準備に万全を期していただきたいと思います。

ところで、この特集記事の執筆をお願いした方々には、多忙な予算編成作業中にも関わらずご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

私は、平成19年4月に山梨市役所に採用され、農林課に配属されました。

農林課には、農林畜産業の振興、農業委員会事務局、農用地の管理、地籍調査、農業用水路等の保安全管理、土地改良などの業務があります。

山梨市は県内有数の果樹の産地なので、農林課には生活に直結する相談・要望が数多く寄せられます。さまざまな理由で市民の要望に応えられないとき、市民から『なぜ要望が通らないか』、『どうすれば問題が解決できるのか』と問われることもあり、説明しても納得していただけないこともあります。しかし、市民の悩みを解決できたときお礼の言葉を頂けることもあり、仕事をする上で大きな励みになっています。日頃から仕事の根拠となる法律、制度を勉強することに加えて、市民が抱えている問題を解決した事例や、先進的な取り組み例なども勉強しなければならないと感じています。

どの部署に異動しても勉強の毎日だと思いますが、公務員は公平・平等・中立な立場であることを自覚し、市民が求めるさまざまな要望に対応できるよう日々努力したいと思います。



信玄公祭り

信玄公祭りは県下最大のお祭りとして知られており、なかでも4月5日に行われる甲州軍団出陣は、信玄公とその重臣24将の武者軍団が出陣する様子を再現したものです。

桜の花が咲き誇る春、甲府盆地は四百年の時を、一気に戦国時代にタイムスリップし一大戦国絵巻が繰り広げられます。

この信玄公祭りに一般の方が参加することもできます。詳細についてはお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

(社)山梨県観光物産連盟 055-231-2722